　　　　　　　　　　　　平成２８年第１回柳津町議会定例会会議録

　　平成２８年３月１日第１回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

１．応招議員は次のとおりである。

　　１番　田　﨑　信　二　　　６番　鈴　木　吉　信　　　９番　磯　部　　雄

　　２番　齋　藤　正　志　　　７番　荒　明　正　一　　１０番　小　林　　　功

　　３番　菊　地　　　正　　　８番　伊　藤　　　毅　　１１番　伊　藤　昭　一

　　５番　横　田　善　郎

２．不応招議員は次のとおりである。

　　な　し

３．会議事件は次のとおりである。

　　会議録署名議員の指名について

　　会期の決定について

　　諸般の報告について

　　町長の説明について

　　陳情の取り下げについて

　　陳情について　　陳情第１号・陳情第２号・陳情第３号・陳情第４号

　　一般質問（通告順）

　　議案第１６号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

　　議案第３１号　平成２７年度柳津町一般会計補正予算

　　議案第３２号　平成２７年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算

　　議案第３３号　平成２７年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

　　議案第３４号　平成２７年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

　　議案第３５号　平成２７年度柳津町介護保険特別会計補正予算

　　議案第３６号　平成２７年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

　　議案第３７号　平成２７年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

　　議案第３８号　平成２７年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

　　議案第３９号　平成２７年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

　　議案第４０号　平成２７年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算

　　議案第４１号　平成２７年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算

　　議案第４２号　平成２８年度柳津町一般会計予算

　　議案第４３号　平成２８年度柳津町土地取得事業特別会計予算

　　議案第４４号　平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計予算

　　議案第４５号　平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算

　　議案第４６号　平成２８年度柳津町介護保険特別会計予算

　　議案第４７号　平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計予算

　　議案第４８号　平成２８年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算

　　議案第４９号　平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算

　　議案第５０号　平成２８年度柳津町下水道事業特別会計予算

　　議案第５１号　平成２８年度柳津町簡易排水事業特別会計予算

　　議案第５２号　平成２８年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算

　　報告第 １ 号　予算特別委員会付託案件審査結果報告

　　報告第 １ 号　総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

　　報告第 １ 号　産業厚生常任委員会付託案件審査結果報告

　　議案第 １ 号　専決処分の承認を求めることについて

　　議案第 ２ 号　柳津町行政不服審査会条例の制定について

　　議案第 ３ 号　柳津町行政不服審査法関係手数料条例の制定について

　　議案第 ４ 号　柳津町子ども・子育て基金条例の制定について

　　議案第 ５ 号　柳津町統合中学校開校準備町民会議条例の制定について

　　議案第 ６ 号　柳津町行政手続条例の一部を改正する条例について

　　議案第 ７ 号　柳津町情報公開条例の一部を改正する条例について

　　議案第 ８ 号　柳津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

　　議案第 ９ 号　柳津町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

　　議案第１０号　柳津町集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい

　　　　　　　　　て

　　議案第１１号　柳津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に

　　　　　　　　　ついて

　　議案第１２号　柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改

　　　　　　　　　正する条例について

　　議案第１３号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

　　　　　　　　　する条例について

　　議案第１４号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

　　議案第１５号　柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

　　議案第１７号　柳津町文化、スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例について

　　議案第１８号　柳津町税条例の一部を改正する条例について

　　議案第１９号　柳津町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

　　議案第２０号　柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

　　議案第２１号　柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

　　　　　　　　　指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

　　　　　　　　　法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

　　議案第２２号　柳津町暴力団排除条例の一部を改正する条例について

　　議案第２３号　やないづ町立齋藤清美術館条例の一部を改正する条例について

　　議案第２４号　農業委員会委員の選任について

　　議案第２５号　指定管理者の指定について

　　議案第２６号　柳津町振興計画基本計画（平成２８年度～平成３２年度）の策定について

　　議案第２７号　柳津町過疎地域自立促進計画の策定について

　　議案第２８号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

　　議案第２９号　町道路線の廃止について

　　議案第３０号　町道路線の認定について

　　議員提出議案第 １ 号　柳津町議会全員協議会規程の一部を改正する訓令について

　　議案第５３号　工事請負契約の変更について

　　議員提出議案第 ２ 号　無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の提出について

　　議員提出議案第 ３ 号　看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意

　　　　　　　　　　　　　見書の提出について

　　議員提出議案第 ４ 号　給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

　　　　　　　　　　　　　の提出について

　　議員提出議案第 ５ 号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出につい

　　　　　　　　　　　　　て

　　　　　　　　　　　　平成２８年第１回柳津町議会定例会会議録

　　　　　　　　　　　　第１日　平成２８年３月１日（火曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

　　１番　田　﨑　信　二　　　６番　鈴　木　吉　信　　　９番　磯　部　　雄

　　３番　菊　地　　　正　　　７番　荒　明　正　一　　１０番　小　林　　　功

　　５番　横　田　善　郎　　　８番　伊　藤　　　毅　　１１番　伊　藤　昭　一

２．欠席議員は次のとおりである。

　　２番　齋　藤　正　志

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 町長 | 井　関　庄　一 |  | 教育長 | 目　黒　健一郎 |
| 副町長 | 郡　司　博　道 |  | 教育課長 | 横　田　勝　則 |
| 総務課長 | 矢　部　良　一 |  | 公民館長 | 鈴　木　晴　美 |
| 出納室長 | 角　田　　　弘 |  | 代表監査委員 | 目　黒　忠　威 |
| 町民課長 | 鈴　木　春　継 |  | 農林振興班長 | 目　黒　清　志 |
| 建設課長 | 天　野　　　高 |  | 観光商工班長 | 天　野　美　穂 |
| 教育委員長 | 新井田　順　一 |  |  |  |

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 議会事務局長 | 鈴　木　一　義 |  | 主任主査 | 田　﨑　好　章 |

５．会議事件は次のとおりである。

　　日程第１　会議録署名議員の指名について

　　日程第２　会期の決定について

　　日程第３　諸般の報告について

　　日程第４　町長の説明について

　　日程第５　陳情の取り下げについて

　　日程第６　陳情について　　陳情第１号・陳情第２号・陳情第３号・陳情第４号

　　日程第７　一般質問（通告順）

　　　　　　　　　　◎開会及び開議の宣告

○議長

　　　ただいまから平成28年第１回柳津町議会定例会を開会いたします。

　　　欠席届の報告をいたします。

　　　２番、齋藤正志君が病気のため欠席届がでておりますので、報告いたします。

　　　次に、地域振興課長も病気のため欠席となり、観光商工班長及び農林振興班長が説明員として委任され出席いたしております。

　　　これより本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

　　　本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

　　　これより議事に入ります。

　　　　　　　　　◎会議録署名議員の指名について

○議長

　　　日程第１、会議録署名議員の指名について。

　　　本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

　　　７番、荒明正一君、８番、伊藤　毅君、９番、磯部雄君、以上３名を指名いたします。

　　　　　　　　　◎会期の決定について

○議長

　　　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から３月９日までの９日間と協議願ったところでありますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本定例会の会期を本日から９日間とすることに決定いたしました。

　　　　　　　　　◎諸般の報告について

○議長

　　　日程第３、諸般の報告について。

　　　これより平成27年12月９日開会の第４回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

　　　まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

　　　また、一般質問の中で検討します等の執行部答弁についての報告については、議会全員協議会において報告書に基づき協議を行います。

　　　次に、柳津町監査委員より、平成27年11月から平成28年１月までに関する例月出納検査結果の報告がありました。お手元にお配りしました写しのとおりでありますので、報告にかえます。

　　　次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告については、齋藤議員が欠席のため、最終日に報告をいたします。

　　　以上をもって諸般の報告を終わります。

　　　　　　　　　◎町長の説明について

○議長

　　　日程第４、町長の説明について。

　　　平成28年度の施政方針と提出議案の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　皆さん、おはようございます。

　　　本日、平成28年第１回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末の何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

　　　本定例会におきましては、条例の制定や改正、平成27年度の補正予算案及び一般会計を初めとした平成28年度の各会計当初予算案、また、振興計画の後期基本計画など重要案件をご審議いただくところでありますが、開会に当たりまして、町政運営の基本的な考え方など所信を申し上げたいと存じます。

　　　東日本大震災から５年、新潟・福島豪雨災害から４年７カ月が経過をいたしましたが、この間震災で失われました尊い命を悼み、また、水害による被害とその教訓を忘れることなく心に刻んで、風評被害対策、復興対策等に取り組んでまいりました。

　　　また、町振興計画等に掲げました施策に基づき、各分野における重点事業を定め、それぞれ取り組んでまいったところであります。

　　　さらに、町政運営に当たりましては、議員の皆様方、関係者の皆様方並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りまして、町民の福祉の向上のために各種施策に取り組んでまいったところであります。

　　　さて、第５次柳津町振興計画の前期基本計画が本年度で終了し、平成28年度からは後期基本計画がスタートをいたします。

　　　この後期基本計画は、基本構想で示した本町のまちづくりの基本方針を実現するため、前期計画を振り返り評価をし、社会情勢や経済情勢等を勘案し、平成28年度から平成32年度までの５カ年で行う取り組み方針や役割分担、目標値などを明らかにした町の最重要計画であり、これに基づき、町の将来像であります「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」を目指し、６つの基本政策、そして政策を構成する28の施策について、それぞれの目的を実現するため、町民の皆様や各種団体などに役割を担っていただく協働などにより、より効果的・効率的に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

　　　特に、１つ目に子育て支援の充実、２つ目に交流・移住・定住の促進、３つ目に学校教育の充実の３つの施策については、平成28年度の重点施策として掲げ、重点的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

　　　さて、我が国の経済情勢でありますが、２月の月例経済報告では、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種の政策の効果もあり、緩やかな回復に向かうことが期待されておりますが、海外経済で弱さが見られており、中国を初めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされているリスクがあり、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされております。

　　　また、県内の景気においても、一部に弱い動きが見られるものの、個人消費や建設需要など着実に持ち直しているとされているところであります。

　　　こうした中、政府は本年、ニッポン一億総活躍プランを取りまとめるとしており、この中で強い経済によりＧＤＰを押し上げ、その成長から配分を続けることで、介護離職ゼロ、希望出生率1.8を目指し、さらに2020年ごろを目標に戦後最大のＧＤＰ600兆円を達成するという、新しい三本の矢を掲げました。

　　　また、昨年11月には、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策を取りまとめました。この一億総活躍社会やＴＰＰ対策等を盛り込んだ総額3.3兆円の平成27年度補正予算が、今通常国会に提出され１月に可決されたところであります。これを受けまして、本町においても、地方創生加速化交付金やＴＰＰ政策大綱実現に向けた施策事業等を予定しているところであり、今年度の補正予算として提案をいたしましたので、ご理解をお願いいたします。

　　　柳津町の平成28年度当初予算案についてでありますが、本町が目指す将来像を実現するため、基本政策を軸として、総合的、計画的に各施策に取り組み、さまざまな分野において直面する課題や、複雑多用化する住民ニーズに的確に応えていくことを基本とし、限られた財源を最大限に生かして予算編成を行ったところであり、一般会計予算では37億円と、対前年度比１億8,000万円の増、率にして5.1％の増となりました。また、10の特別会計を含めた予算合計では、55億654万円で、対前年度比３億500万円の増、率にして5.9％の増となったところであります。

　　　それでは、主要施策の概要としまして、１つとして「誰もが安全で安心して生活できるまちづくり」では、「子育て支援」として現在実施している出産時、小中学校入学時に祝い金を支給する頑張れ子育て応援金事業、子どもの疾病の早期発見及び予防のための乳幼児発達支援事業、子育て世帯の経済的負担を軽減する子ども医療費助成事業や保育料の軽減事業、学校給食費の負担軽減事業、子供が本に親しむブックスタート事業等を継続して実施してまいります。

　　　保育の実施に関する分野では、子育て支援の充実のため保護者のニーズに応えながら、子供たちを安心で安全な環境のもとで生活させるとともに、子供たちへのかかわりの大切さや育児の楽しさを保護者に伝えていきたいと考えております。そのため、早朝保育や延長保育などの保育サービスを充実させ、仕事をしながら子育てをする家庭への支援を行ってまいります。

　　　また、保育環境の充実では、保育児童の安全を確保するため、西山保育所の保育室の補強、及び屋根の修繕を行います。

　　　さらに、食育推進事業として、子供たちによりよい食事の提供ができるよう、栄養管理、アレルギー対応、食育指導の充実に努めるとともに、給食検査体制では、引き続き食材の安全管理を徹底し、安全な給食の供給を努めてまいります。

　　　学童保育については、認定資格を取得した指導員を配置し、充実を図ってまいります。

　　　さらに、次代を担う子供たちの健やかな成長を願い、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに資するため、柳津町子ども・子育て基金を設置いたします。

　　　「介護、高齢者支援」に関しましては、高齢者世帯が増加する中、可能な限り住みなれた地域で安全に安心して暮らしていくため、介護予防の推進や介護サービス基盤の充実とともに、ひとり暮らし高齢者の見守り施策や家族介護支援が重要な課題となってきております。そのため、ひとり暮らし高齢者への緊急通報システムの貸与や、配食サービス事業の実施、寝たきりの高齢者や障害を持たれる方への日常生活用具の給付などの生活支援に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

　　　また、平成29年４月から地域支援事業に完全に移行となる要支援認定者の通所介護サービス及び訪問介護サービスについては、健幸クラブやお達者クラブ等の介護予防事業を充実させることにより、切れ目のない支援を継続できるよう体制づくりを行ってまいります。

　　　さらに、昨年開所した認知症対応型グループホームを利用する低所得の町民の方の経済的負担軽減を図るため、居住費の一部に対する助成を実施するとともに、介護職員の確保及び離職者の減少に資することを目的として、介護職資格取得に係る費用の助成を実施してまいります。

　　　「保健、医療対策」としましては、住民の健康づくりを推進していくため、基本検診・特定健診・各種がん検診を実施するとともに、検診の結果、指導が必要な方には、管理栄養士や保健師等により個人に合わせた保健指導を重点的に実施し、生活習慣病発症予防や疾病の重症化予防に取り組んでまいります。また、昨年度作成しましたデータヘルス計画の活用により、徹底した個人指導を行ってまいります。

　　　さらに、こうした取り組みを実施するためには、検診を受けることが大前提でありますので、未受診者対策として、個別に受診勧奨を実施し、意識の高揚を図り、特定健診、がん検診等の受診率の向上に努めてまいりたいと思います。このほか、各種定期予防接種やインフルエンザ予防接種等の予防事業を実施しながら、疾病の予防及び重症化防止に努めてまいります。

　　　「医療費の適正化対策」としましては、医療の実態把握や分析を行い、適正受診の指導、頻回・重複受診世帯の訪問指導等を実施し、医療費の抑制に努めてまいります。

　　　「防犯対策」としましては、行政区が行う防犯灯の設置、更新、修繕について、今年度に引き続き補助率を10％上乗せして70％の補助で防犯灯整備費補助事業を継続して実施してまいります。

　　　「火災、災害対策」としましては、耐震性防火水槽４基の実施設計を行うとともに、小型動力ポンプ２台を更新し、さらに消火栓を新設するなど、各種災害に対応した住民の安全を確保するまちづくりを推進してまいります。

　　　「安全安心な水の供給」としましては、水道水の放射性物質モニタリング検査を継続して実施し、安全な水の供給を行ってまいりたいと思っております。また、簡易水道統合整備事業により、遠隔施設監視装置の設置を行い、施設管理体制の充実を進めてまいります。

　　　「放射性物質の対策」としましては、引き続き、毎月各行政区の集会所や公共施設を重点的に調査するとともに、子供たちの安全・安心の確保を図るため通学路の測定も実施してまいります。また、測定結果につきましても、引き続き広報紙等によりお知らせしてまいります。

　　　なお、現在、柳津町は汚染状況重点調査区域に指定されておりますが、原発事故以降、毎月実施している放射線測定の結果につきましては、除染の必要がある面的0.23マイクロシーベルトを超える地区はございませんので、今後近隣町村の対応等も踏まえて、風評払拭のためにも指定解除に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えを持っております。

　　　「未来に希望の持てる活力あるまちづくり」では、「農林業の振興」としまして、売れる農業の推進につきましては、農業者等を対象とした６次産業化の勉強会を開催し、地域の特性を生かした商品開発の取り組みを支援してまいります。また、東日本大震災に伴う原子力発電所事故による風評を払拭するため、引き続き農産物等のモニタリング検査を実施するとともに、県内外に向けて安全・安心な町内産の農産物のＰＲを行ってまいります。

　　　経営規模拡大による所得向上の推進につきましては、地域農業マスタープランである人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体を対象に、経営面積の拡大や売上高の拡大を支援する柳津町農業担い手経営支援事業を新設し、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、将来にわたり持続可能な地域農業を確立するための経営体創出を図ってまいりたいと思っております。

　　　農林業従事者の確保につきましては、後継者対策としまして、引き続き国の青年就農給付金に町独自で年間120万円を上乗せ給付することで、新たな担い手の育成と発掘を図ってまいります。

　　　また、国による米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分が、平成30年度を目途に廃止され、以後は意欲ある農業者がみずからの経営判断で方針を決定することとなるため、生産調整達成農家に4,000円を上積みして交付することで、生産意欲の維持を図ってまいりたいという考えであります。

　　　荒廃農地の解消につきましては、国の中産間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を有効に活用し、集落等と連携しながら共同管理等により農地を保全することとしております。

　　　また、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、平成28年度から農業委員会の業務に農地等の利用の最適化の推進が追加されたことから、新たに農地利用最適化推進委員を設置し、農地中間管理機構と連携しながら農地利用の集積、集約化を図り、耕作放棄地の防止に向けた取り組みを行ってまいりたいと思っております。

　　　林地荒廃の防止につきましては、依然として低迷が続く林業において、平成25年度からの継続事業であるふくしま森林再生事業を主軸に、境界の明確化、路網整備及び森林整備を一体的に実施してまいります。また、平成28年度から５年間継続される森林環境交付金事業については、只見川沿いを中心とした森林景観整備とあわせて、町内小中学校を対象とした森林環境学習を行ってまいります。さらには、松くい虫等の病害虫駆除を実施しながら、森林整備とあわせた林地荒廃の防止に努めてまいりたいと思っております。

　　　有害鳥獣被害の防止につきましては、ツキノワグマ、カラス、カワウ等の従来の有害鳥獣による農林水産業への被害発生区域が拡大していることに加え、新たにイノシシによる被害が発生しております。このように、鳥獣による被害が多様化する中で、有害鳥獣捕獲隊員の高齢化に伴う後継者の育成が急務となっているため、新たな狩猟免許取得者等への助成を行うことで捕獲隊員の拡充を図るとともに、被害防止対策として電気柵購入補助を継続するなど、地域住民等と一体となった対策に取り組んでまいりたいと思っております。

　　　「観光の振興」としましては、東日本大震災以後、風評被害から徐々に回復をしてきた結果、平成27年の観光客入込数は、震災後最高の83万人という数字まで回復をいたしました。しかし、安定した集客数を維持するまでには至らず、今後も努力が必要と考えております。

　　　そのために、引き続き観光協会や商工会等と連携し、首都圏や近隣県での観光ＰＲを実施してまいります。特に、震災後から子供たちの交流を続けてきたお台場地区は、2020年の東京オリンピックのメーン会場としても予定されていることから、物産販売等を通した観光ＰＲを東京都港区を中心に継続してまいります。

　　　また、ＰＲ媒体としてスマートフォン等の普及に対応し、外国人や旅行エージェントにも有効なデジタルパンフレットを新たに作成して、いつでもどこでも必要な観光情報を手に入れられる環境を提供してまいります。

　　　観光地としての取り組みは、赤べこ発祥の町をコンセプトにしたまちづくりを継続し、毎年実施しているうつくしま水ウォーク赤べこの里・やないづ大会や赤べこまつりなどのイベントのほかに、昨年度新たに行ったまちなかを歩行者天国にしてのまちなかイベントを実施しながら、円蔵寺周辺や門前町商店街のにぎわいを創出していきたいと考えております。

　　　また、ことしで３年目となった福島県観光キャンペーン企画である町歩きクイズラリーや赤べこスタンプラリー、また、前年度に設置した齋藤清スケッチポイントをめぐるスタンプラリー等を常時実施し、まちなかを楽しめる環境づくりを行い、滞在時間の延長による宿泊者の増加を図ってまいります。

　　　外国人受け入れのための施策としましては、極上の会津プロジェクト協議会インバウンド部会や奥会津五町村での取り組み事業である招聘事業に参画し招致を進めると同時に、町内での受け入れ体制を整えてまいりたいと考えております。

　　　また、風光明媚な門前町の景観を維持するために、町民の意見を取り入れたまちづくりを検討し、観光施設整備や看板設置、また桜樹の撫育事業を実施してまいります。

　　　これらの取り組みについては、行政が主導となり、観光協会等と連携をして実施している現状でありますが、柳津町の観光振興のためには、民間主導による受け入れ体制の整備が必要であることから、観光協会の事務局を強化して、行政と連携した観光サービスの充実や集客活動の強化、イベント事業等を展開してまいります。

　　　「商工業の振興」としましては、商工会への事業補助を継続しながら、まちなか商店街の活性化のために、にぎわい創出イベント等の開催を支援するとともに、引き続き福満商品券発行事業に対して補助金を交付しながら、町内での消費の拡大を図ってまいりたいと思っております。

　　　また、中小企業融資利子補助金の交付や住宅の新築、増築等の借入金に対する利子助成制度を引き続行い商工業の活性化を促進してまいりたい、そのような考えであります。

　　　「雇用対策」としましては、引き続き国の事業を活用し雇用の場を確保しながら、工業団地やハローワークからの情報を積極的に開示し、広域連携による通勤圏内における雇用の促進を図るほか、町内への企業誘致についても検討を進めてまいります。

　　　３つ目の「豊かな自然と共生する美しいまちづくり」では、「生活環境の整備」としましては、町が推進している特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業により、下水道に接続する町民に対して費用の一部を助成する住環境整備助成事業を継続して実施し、加入率の向上に努めるとともに生活環境の改善を図ってまいりたいと思っております。

　　　また、一般廃棄物の処理事業につきましては、分別収集を徹底し適正な廃棄物の処理を行ってまいります。さらに、資源物等のリサイクルにつきましては、貴重な資源でありますのでより一層推進し、良好な生活環境の保全に努めてまいります。

　　　「新エネルギーの導入」としましては、平成21年度から実施している住宅用新エネルギー設備設置導入助成事業を引き続き実施し、地球温暖化防止に努め、環境の保全を推進してまいります。

　　　「省エネ対策」としましては、町内業者施工による個人住宅の改修等に対して支給する住まいづくり支援事業について、省エネルギーに資する改修を含むものに限定した上で、さらに１年事業を延長して実施をしてまいります。

　　　４つ目の「連携と交流によるにぎわいのあるまちづくり」では、「道路ネットワークの充実」としましては、安全で円滑な交通環境を確保することが重要であり、地域格差の是正や冬期間の交通障害の解消を図るため、引き続き町道八坂野大野線、五畳敷大成沢線等の整備を進めるとともに、国・県道の整備を積極的に働きかけてまいります。

　　　「情報通信ネットワークの充実・活用」としましては、情報通信ネットワークの利用率が低い高齢者の方を対象にＩＴ体験会を開催し、光通信ネットワークのメリットや活用方法などを体験していただき、光ネットワークへの加入促進を図ってまいりたいと思っております。

　　　「交流・移住・定住の促進」としましては、定住を促進するとともに人口減少を抑制するため、本町地区に集合型の定住促進住宅の整備を進めるほか、支所地区に２戸の定住促進住宅を整備するとともに、柳津町に転入し居住用のために住宅を新築する方、または引き続き柳津町に定住し居住するために住宅を新築する方に対して、補助金を交付する定住促進対策新築住宅補助事業を実施してまいりたいと思っております。

　　　また、引き続き、危険空き家解体除去経費の一部を補助するとともに、町外からの転入者に対して空き家改修等の経費の一部を補助してまいりたいと思っております。

　　　さらに、平成25年度に整備しました空き家データベースについては、継続して調査をしてデータの追加や更新を行い、移住定住政策や安全で安心な生活環境の整備のために基礎資料として整備を図ってまいりたいと考えております。

　　　５つ目の「一人ひとりの個性が輝くまちづくり」では、「教育環境等の整備」としまして、かしこく、たくましく、心やさしい柳津っこを育てたいというのが柳津町の願いであり、そのために生きる力を育むことができる学校教育の充実を図ることが最も重要であります。このため、子供たちが意欲を持って学習に取り組み、基礎的な学力を身につけるとともに、学び続ける態度や意思力、協働する姿勢など、将来を生き抜く基礎を育成することを目指します。

　　　まず、絶え間なく変化し、厳しい経済環境の中で生き抜くことのできる対応力の基礎を養うために、ＩＣＴを活用した学習指導ができる教育環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

　　　また、国際化の進展に伴い国際理解を含めた小中学校の英語教育の充実を図るために、英語指導助手を配置し、児童・生徒の国際感覚、コミュニケーション能力の向上を図ってまいりたいと思っております。

　　　さらに、学校図書館は、児童生徒の知的活動を増進し、性格形成や情操を養う上で学校教育に欠くことのできない重要な役割を担っていますので、町独自で図書館司書を配置することによって、小中学校図書館のより一層の充実を図ってまいりたいと思っています。

　　　加えて、児童の実態に応じたきめ細かな指導体制の充実を図るため、特別な支援の必要な児童の指導支援に当たる支援員を配置してまいりたいと思っています。

　　　これらの施策を通して、地域に根ざした学校教育を推進し、地域・家庭・学校が連携して心豊かで幅広い社会性を身につけた児童生徒の健全育成を図りたいと考えております。

　　　「生涯学習の推進」としましては、次代を担う青少年の健全育成のため、体験型学習の推進を図るとともに、住民の健康の維持及び体力の向上並びに高齢者の生きがいづくりなど、学習環境の整備を進めてまいります。

　　　また、生涯学習の拠点である、やないづふれあい館の安全で使いやすい居場所づくりとさまざまな体験交流事業の実施、各種団体活動の場の提供、趣味や教養活動への支援、図書室の充実、読書活動の推進など、仲間づくりや生きがいづくりを今後も継続してまいりたいと考えております。

　　　さらに、健康で活力ある生活を送っていただくために、総合型地域スポーツクラブへの支援や体育施設の修繕、指導者の育成、技術講習会の開催など計画的に実施しながら、一人一スポーツを掲げ、健康な身体の維持を目指してまいりたいと考えております。

　　　「地域の伝統文化と文化財の保存・継承と芸術文化の充実」としましては、歴史ある柳津町の伝統文化や伝統工芸などの継承は最も重要な課題の１つでありますので、今後も教室や講座を開催し、故郷「柳津」の伝統技術の継承と文化財の保存、後継者の育成に努めてまいります。

　　　また、やないづ町立齋藤清美術館は、齋藤清作品という国際的に評価の高い地域文化資源によって町民が美術に親しむ機会を提供してまいりました。住民の豊かな感性の育成と教養の向上のために、さらに郷土意識を涵養し、地域に活力を与えることのできる施設として、今後もしっかりと運営をしてまいりたいと考えております。

　　　また、美術館は、町内外のさまざまな人を引きつけ、新たな交流人口をふやすための施設としての位置づけも重要であります。このため、一昨年、昨年に引き続き、東京・渋谷ヒカリエで齋藤清展を開催してまいります。さらに、齋藤清先生没後20年及び開館20周年となる平成29年度に向けまして、ノルウェー大使館の全面的な協力のもと特別企画展に向けた準備を進めてまいります。

　　　６つ目の「町民との協働でつくる個性のあるまちづくり」では、「効果的・効率的な行政運営の確立」としまして、住民の立場に立った行政運営を図るため、町民皆様の声を集め、施策優先度評価を実施しながら事業の検討を進めてまいります。

　　　なお、本議会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求める案件１件、条例の制定に関する案件４件、条例の改正に関する案件18件、農業委員会委員の選任に関する案件１件、指定管理者の指定に関する案件１件、柳津町振興計画基本計画の策定に関する案件１件、柳津町過疎地域自立促進計画の策定に関する案件１件、辺地総合整備計画の策定に関する案件１件、町道路線の廃止及び認定に関する案件２件、平成27年度補正予算に関する案件11件、平成28年度予算に関する案件11件、以上の52件であります。

　　　議員の皆様には、慎重審議の上、全議案議決賜りますようにお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

　　　　　　　　　◎陳情の取り下げについて

○議長

　　　日程第５、陳情の取り下げについて。

　　　平成27年陳情第６号「景観整備事業伐採跡地への公園整備及び遊歩道の計画についての陳情」については、陳情者から取り下げをしたいとの申し出があります。

　　　お諮りいたします。

　　　本件は、申し出のとおり承認することにご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、平成27年陳情第６号の取り下げは承認することに決定しました。

　　　　　　　　　◎陳情について

○議長

　　　日程第６、陳情について。

　　　陳情第１号「看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療介護を求める意見書の提出を求める陳情」についてを議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　本陳情書は、陳情の趣旨を尊重し、産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本陳情は産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

　　　陳情第２号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出を求める陳情」についてを議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　本陳情書は、陳情の趣旨を尊重し、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本陳情は総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

　　　陳情第３号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情」についてを議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　本陳情書は、陳情の趣旨を尊重し、産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本陳情は産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

　　　陳情第４号「景観整備事業伐採跡地の活用についての陳情」についてを議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　本陳情書は、陳情の趣旨を尊重し、産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本陳情は産業厚生常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで暫時休議いたします。

　　　再開を11時ちょうどといたします。（午前１０時５２分）

○議長

　　　それでは、議事を再開します。（午前１１時００分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　まず、局長から説明があります。

　　　局長。

○議会事務局長

　　　それでは、議員の皆様方におわびを申し上げます。

　　　本日の朝、配付すべきものの確認の漏れがございました。大変申しわけございません。おわびを申し上げます。

　　　　　　　　　◎一般質問

　　　日程第７、これより一般質問を行います。

　　　２番、齋藤正志議員については、一般質問の通告がありましたが、病気による欠席届を提出されておりますので、柳津町議会会議規則第61条第４項の規定により通告は効力を失うこととなりますので、８番、伊藤　毅議員以降の質問については、順序を繰り上げて行います。

　　　なお、一般質問の前に、議長より申し上げます。一般質問は、議会の権威と品位を尊重し、また制限される言動及び発言に十分留意し、あわせて議事運営の遵守を求めます。特に、執行部には、簡潔明瞭、直接簡明な答弁を求めます。

　　　では、通告順により小林　功君の登壇を許します。

　　　10番、小林　功君。

○10番（登壇）

　　　さきに通告のとおり、２点について質問をいたします。

　　　１、ＪＲ只見線の全線復旧について。

　　　①平成23年７月に発生した新潟・福島豪雨災害により、只見線の線路や橋梁に甚大な被害が出ました。それにより会津川口駅から只見駅間の運行ができなくなり、現在に至っております。この一部区間の運行ができなくなったことにより、柳津町の観光・商工業にも少なからぬ影響があると考えられます。一日も早い全線復旧が望まれますが、現状と課題についてお伺いをいたします。

　　　②ＪＲ只見線沿線におけるインバウンド、これは外国人観光誘客ということですが、その取り組みについてお伺いをいたします。

　　　２つ目、空き家対策について。

　　　柳津町では、過疎化により人口が減少し、それに伴い空き家もふえ続けております。そのため、町では空き家の調査を行い対策に取り組んでおりますが、その現状と課題についてお伺いをいたします。

　　　以上です。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、10番、小林議員にお答えをいたします。

　　　１点目でありますが、ＪＲ只見線の全線復旧についてであります。

　　　ＪＲ只見線につきましては、新潟・福島豪雨によって会津川口駅から只見駅間が不通となっており、代行バスによって運行されておりますが、観光を初め地域経済活動に多大な影響を与えております。このため、鉄道復旧費用の一部を支援するため、県、沿線の我々市町村とともに只見線復旧復興基金を積み立てて財源の確保を行うとともに、利活用促進に取り組んでおりますが、黒字会社への補助を行うための鉄道軌道整備法の改正が進まないことに加え、乗車率の低さ等によって復旧されないまま、本年７月には５年が経過してしまうようになっております。

　　　こうした中、県と沿線市町村からなる検討組織が設置されることとなりましたので、これに参画をして復旧に向けた支援策や復旧後の利活用について検討するとともに、引き続き、県及び沿線市町村と連携をしながら、国やＪＲに対して全線復旧のため早期に取り組むように強く要望をしてまいりたい。今日までもいろんな活動をしてきたのでありますが、これからも今度は県と一緒になりながら進めるということであります。よろしくお願いしたいと思います。

　　　そして、２点目のインバウンドの取り組みにつきましては、会津全体でやっております極上の会津プロジェクト協議会や会津総合開発協議会において、会津全体として取り組んでおりますが、特にＪＲ只見線の沿線については、奥会津五町村と南会津町で構成する只見川電源流域振興協議会の事業としても取り組んでいるところであります。

　　　協議会では、中国、タイ、ベトナムの現地旅行会社を訪問し、奥会津地域を紹介しながら招聘活動をしているところであります。また、２月に現地の手配会社を招聘し奥会津地域を案内して、商談会の席では柳津観光協会が直接柳津町のプレゼンテーションを行ったところであります。３月には海外プロガーを招聘して奥会津地域への外国人誘客につなげていくよう計画をしているところであります。

　　　今後は、訪日外国人観光客の受け入れ体制の準備や勉強会を積極的に進めながら、外国人観光客に向けた多言語のパンフレットを作成し、年次計画を立てながら看板整備等を推進してまいりたいと考えているところであります。現段階ではそのような活動であります。

　　　２つ目の空き家対策でありますが、町内の空き家につきましては、平成25年度の調査の結果、平成25年12月２日現在で、現に人が居住しない、または利用の実態がない住宅が130戸存在している状況であります。平成23年４月時点に108戸であった空き家が、この中でこんなにもふえてしまったという増加傾向が見られます。

　　　現在、空き家となっている物件の管理者の把握、連絡は難しい上に、連絡がとれた場合でも本人や親戚等の事情によって貸出等の利活用ができない物件や除却されない物件等もあるわけであります。個人の財産に関することでありますので、行政が関与することは非常に困難な現状でありましたが、昨年、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されましたので、法の趣旨を踏まえてしっかりとこの空き家対策に取り組んでまいりたい、そのような考えを持っているところであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより、一問一答方式により再質問を許します。

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　それでは、１番目のＪＲ只見線の全線復旧についての再質問をさせていただきます。

　　　只見線は、ご存じのとおり、会津若松駅から新潟県の小出まで約135キロを結ぶ、非常に景観の美しさでは全国に名を知られるローカル線であります。近年、日経プラス１、2003雪景色のきれいなローカル線ベストテン、これは当然全国的なものでありますけれども、第３位、同じく日経プラス１の2008、紅葉の美しい鉄道路線ベストテンでは第１位に輝いております。さらに、楽天トラベルの旅行好きが選ぶおすすめローカル列車ランキング、これは第５位ということで、それぞれ高い評価を受けております。

　　　大変注目を浴びているローカル線と言えると思いますが、今の答弁によりますと、現段階では全線復旧は大変厳しい状況にあるということだと思います。ＪＲ東日本にとっては、復旧費用に85億円、そして工期も４年以上かかるという試算が出されたことに加えて、復旧して運行が再開されても、さらに赤字が膨らみ続けるだろうというようなことが全線復旧に踏み切れない大きな要因になっているのかと、そんなふうに思われます。不通区間の利用者が今１日平均49名ということもありますから、なかなかこれは容易な話ではないのかなと思います。

　　　しかし、あの豪雨災害からことしで５年経過しますが、要望や陳情活動のようないわゆる正面突破を試みるだけでなくて、もう少し側面からＪＲ東日本が全線復旧をしたくなるような、あるいはせざるを得なくなるような取り組みというものがさらに必要なのかと、そんな思いをしております。そこで、例えばインバウンド、今質問をしましたけれども、外国人の観光誘客などを積極的に進めていくということも１つかと思うんですが、このことについて町長の考えをまずお伺いしたいと思います。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　10番、小林議員にお答えをいたします。

　　　今日までＪＲ只見線については何度か会合を開きながらやってきたわけであります。ただいま国のほうでも、国会議員の先生方が議連をつくって鉄道関係の整備法を成立すべく努力をしているわけでありますが、なかなか法律が出せないという現状であります。これらについても、我々のほうでは、ぜひともこの法律を通してもらうような運動をしていくというのが大事であろうと思っております。そして、今議員もおただしのように、やはり我々も努力して、沿線のバスでも乗車率を上げて只見線を利活用する取り組みというのは、我々民間、そして行政、携わるみんなが協力してやっていかないと結果を報告できないという現状であると、そのように認識をしているところであります。

　　　そしてまた、議員が今おただしのインバウンドでありますけれども、今、確かにモニターの関係の皆さんが三島、金山のほうに来ております。三島さんに来ている要因というのは、台湾の皆さんが、テレサ・テンがあそこのふるさと運動のときに町民になっているんですね。そういった中でテレサ・テンが植樹祭をやっていったということで、それらを記念しながら発信されて、かなり多くの皆さんにおいでいただいているということでありますので、それらを含めながら、沿線の町村みんなが力を合わせてやっていかなければならないと。

　　　そこで、この前ＪＲの営業部長と一緒に講演を聞いたんですが、営業部長いわく、やはりインバウンドを入れるというのは、その受け皿をきちんとしていかないと、逆に悪影響を与えてしまうとそれが全体にもう広がってしまうと。この大きな要因があるので、これだけは皆さん気をつけてくださいという特出しをされましたので、そういった意味では、議員がおっしゃったような看板の整備、多言語の整備といったものをしっかりやっておもてなしができるような体制を整える、それが私どもに一番今大事な面であると、そのような認識を持っております。

○議長

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　先日テレビで放映をされましたが、この只見線が、実は日本だけではなくて海外でも紹介をされて、大変な反響があったというようなことをテレビでやっておりました。これは中国のツイッターでウェイボーというものがありまして、その中で世界で最もロマンチックな鉄道、只見線という紹介に対して、中国ネットが大絶賛というような記事でありました。

　　　その中国での反応にどんなものがあったかといいますと、その美しさに涙が出た、あるいはアニメのようだ、お金をためて絶対に日本に行くと、そういった思わぬところで大変大きな反響が出ているということであります。こういった人たちを只見線に呼び込むことによって利用者をふやすことにつながれば、只見線復旧の追い風になるのかなと、そんなふうに考えを持っているわけでありますけれども、さきの答弁で、県や只見川電源流域振興協議会などが積極的にＪＲ只見線に外国人旅行客を誘客する取り組みを始めているということがありました。しかし、県や只見川電源流域振興協議会に任せ切りにしないで、町として町内の観光業の振興を図っていく上でも本当に独自の魅力ある観光スポットを開拓したり、今、話にありましたが、外国語のパンフレットや看板、そしておもてなしなど旅行客の誘致状況に合わせた対応というものが迫られてくるのかと思われます。まさに、町長が今言われた受け皿をしっかりつくるということだと思いますけれども、その時期を逸しないようにするために、今後どのような体制でどこが主体となって対応していけばいいと思っていらっしゃるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長

　　　観光商工班長。

○観光商工班長

　　　インバウンドに関しましては、現在アジアを中心に誘客のほうを促進してまいりたいと考えております。といいますのは、外国の留学生の約９割がアジア出身ということで、まずはアジアということで、それからアジアの方は雪が好きといろいろなアンケートのモニターの結果が出ておりますので、まずはアジアと考えております。

　　　それから、柳津町の町内の受け皿としましては、旅館業それから観光関係の観光業という受地での外国人に対するなれというものがまだできていないのではないかというふうに考えておりますので、当面旅館業を中心とした外国人のための受け皿の勉強会等を開催しまして、着地での受け皿の整備をしてまいりたいと考えております。

○議長

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　このインバウンドについても、しっかりと対応いただきたいということであります。ＪＲ只見線の復旧、これは沿線住民の悲願でありますから、引き続き復旧に向けて取り組みを強力に進めていただきたいと要望して、次の質問に移りたいと思います。

　　　２番の空き家対策についてでございますが、空き家の調査が平成25年６月から12月まで行われ、130軒の空き家を確認しているということでございます。空き家は再度利用されるか、あるいは解体除却をされるのかのどちらかの運命をたどるわけでございますけれども、利用できる空き家については、極力利用するための努力をしていかなければいけないと思います。130軒の空き家のうち80軒、これがそのまま使えるか、あるいは少々手を加えれば利用できる空き家であるということでございます。平成26年１月からその調査結果に基づいて改めて再利用を促進するために、県のホームページには空き家情報を掲載しております。現状、掲載件数は３件にとどまり、掲載してから２年が経過しますが、買い手が決まり売買契約までいったのがわずか１件のみにとどまるというふうに聞いております。効果としては非常に薄いのかなと思います。取り組みを見直す必要があると私は感じておりますけれども、今後の対応をお伺いします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　ただいまの件であります。振興局のほうにも今出している内容と売買契約等のなされた分についても１件ということで大変少なくなっているわけであります。

　　　今回の空き家の概要関係等を見ても、やはり議員のおただしのとおり80件くらいが多少直せば良好、またおおむね良好というようなことで住めるのかというように思っております。これらについても県の空き家関係の復興の支援事業、町においても空き家の改修補助というようなことも含めまして、これから進めていきたいという考え方を持っております。

　　　なお、空き家関係等についても各行政区の区長さんからお話を聞きながら、空き家の件数等も含めて今後調査をし、振興局のホームページ等の掲載も多く出るような形を今後とっていきたいと考えております。

○議長

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　さきに、私は都会からこの奥会津に移住をしてきた方に話を聞いたことがあります。移住する場所を決めた理由は何ですかというふうに聞くと、幾つか理由はありますけれども、役場の人が面倒見よく何でも教えてくれたこと、これが大きいというような話がありました。

　　　柳津町でも、もっと親身になって寄り添っていくような姿勢が大切なのかなと、そんなふうに思います。現在の対応は、空き家の所有者の連絡先を教えるだけ、特別空き家へ案内もしていないということですし、また、柳津町のホームページにも掲載されていないようであります。情報の発信の仕方とあわせて、こういった対応のあり方も検討いただきたいと思いますけれども、どのように考えますか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　ただいまお話にありました27年度においても、やはり直接町のほうに電話で来ている分については２件ほどあります。それについても、確かに場所等の内容しかお話をしていない分がありますので、これについても情報の提供とあわせて現地の確認も含めて進めていきたいと思っております。

　　　また、振興局経由の分についても27年度１件ほど来ております。これらについても、今情報を載せている内容等、やはり親身になって情報の提供、また現地も含めて今後進めていかなければならないというふうに思っております。

　　　なお、今見ております130件のうちの80件等の内容等についても、十分内容をもう一度把握をしながら、良好に住めるような形にはどうしたらいいかというようなこと、またその持ち主等の内容等についても十分これから話し合いをしていきたいと考えております。

○議長

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　ぜひそのように親身に寄り添ってということで対応していただきたいとお願いをしておきます。

　　　木造家屋を適切な管理をしないで空き家にしておくと、家屋の傷みが早く進むと言われております。窓を開けて空気の入れかえなど適切な管理をしないと、利用できていた家屋が数年で利用できなくなってしまいます。ある意味、時間との戦いとも言えるかと思います。使用できる空き家というのは、考えようによっては資源でもあるわけですから、きちっと管理をしていかなければいけないと思いますが、そこで、空き家の所有者が遠方に住んでいる等の理由で例えば空き家の管理ができない場合、かわって管理ができる仕組みをつくる必要を私は今感じております。例えば、所有者から有償でシルバー人材センターなどに定期的に窓を開けて換気をしたり、あるいは除草や雪囲いなどができるように、そういう仕組みづくりができれば、空き家の延命が図られ、そしてさらに雇用も生まれてくるというようなことが考えられます。こういった仕組みづくりについて、町はどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　　これらについても議員のおただしのとおり、空き家そのものをそのまま置きますと、やはりかなり傷みも激しくなってくるというようなことがあります。それにはやはり所有者との話し合いも町のほうで十分できるような体制づくりをしていかなければならないと思っております。

　　　また、所有者との中において、管理の仕組み等についてもやはりしっかり今後考えていかないと難しいかと思っております。他町村で見ますと、ＮＰＯ法人とかそういうところである程度対応しているというようなことで、今の空き家をより快適にそのままの状態で早目に提供できるような形というようなことも、今後考えていかなければならないと思っております。

○議長

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　この問題については、一歩も二歩も踏み込んだ形で対応していかなければいけないと感じております。

　　　次に、空き家の中でも、使用することがもう不可能で解体除却が必要な空き家についてお聞きしたいと思います。

　　　現在、空き家の除却支援事業として１件当たり上限50万円の補助を行っておりますが、今年度の実績は１件にとどまっているということでございます。町には平成25年12月現在で53件の解体除却が必要な空き家がありましたが、あれから２年が経過しているわけです。さらに件数はふえているものと考えられますが、解体除却が進まない理由はどこにあるとお考えですか。お伺いします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　危険な家屋ということで、今、議員がおただしのように60数件あるのかと思っておりますが、その中でもやはりどうしても管理が危険だと言われている内容等についても二、三の例が出てくるかと思っております。その二、三の例についても土地の持ち主等との話をしておりますが、町外に当然住んでおりますのでそちらのほうの連絡を今しておりますが、なかなか連絡もとれないというような形にもなっております。１件の分については、土地の所有と建物の所有というのが違っていたりしたものですから、なかなかそういう点でも、その間の話し合い等、また町もそこの中に入った中での分もあるかと思いますが、私のほうから通知を出しておりますが、なかなかそれに応じてもらえない部分もありますので、直接やはりその方とも、土地の所有者、それから建物所有者を含めて話をした中で実際に話し合いに進んでいかないと、近隣に住んでいる住民の皆さんにも大変危険を及ぼすような形の危険家屋等が存在しておりますので、それらにつても町としても対応していかなければならないというふうに考えております。

○議長

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　課長、そのとおりなんですね。国もこの管理が不十分な空き家は、火災の発生、建物の倒壊、衛生面や景観面でも多岐にわたる問題を発生させることから、空き家対策の重要性が高まっていると非常に危機感を持っております。

　　　そこで、答弁にもありましたけれども、平成26年には空家等対策の推進に関する特別措置法という法律が公布されて翌年には施行されております。この法律を見てみますと、まず町が空家等対策計画というものを策定して、そして協議会を設置する必要がありますということです。しかし、この協議会まで設置をすれば、空き家への立ち入り調査から、指導をして勧告をして命令、代執行の措置ということが可能になって、今、課長から所有者の権利があるという話がありましたけれども、建物の所有権に阻まれていたことが可能になってくるわけであります。また、財政上の措置も税制上の措置も行われるということですから、私は、柳津町も空家等対策計画の策定に早急に取り組む、着手をすべきだと、そんなふうに考えておりますけれども、お考えをお伺いします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　これらの特定空家等の関係の措置等であります。これらについても、会津管内においても１市と町が28年２月からこのような空き家等の調査関係ができる計画、それから協議会等の設置ということが進んでいる市町村もありますので、これらを参考にまたいろいろ聞き取りをしながら進めていかなければならないと思っております。

　　　今、施行されて間もない分で町としてもなかなか対応できない部分がありましたが、近隣の市町村等で進めている分もありますので、早急にそれらの対応策も含めて勉強していかなければならないというふうに思っております。

○議長

　　　10番、小林　功君。

○10番

　　　空き家になる大きな要因というのは、過疎化にあります。柳津町を初め、この奥会津の自治体は全国的に見ても高齢化、過疎化が特に進んでいる地域であります。つまり、空き家になっていくスピードも早いということですから、この問題にはもっと敏感に、そして迅速に対応していただきたいということを申し添えて、私の質問を終わります。

○議長

　　　これをもって小林　功君の質問を終わります。

　　　次に、鈴木吉信君の登壇を許します。

　　　６番、鈴木吉信君。

○６番（登壇）

　　　さきに通告しておきました件に関しまして質問をしたいと思います。

　　　１月20日夜の鳥屋地区の火災発生の虚報について。

　　　本年１月20日午後10時54分ごろ、大字牧沢字鳥屋地内より火災が発生し、「第４分団、第５分団の消防団員は出動してください」との出動要請があり、多くの消防団員が鳥屋地内に集合いたしました。その後、誤報であったことが判明し、解散となりました。このような誤報は今後もあり得ることと考えますが、この誤報について、今現在、消防署または警察署の調査状況はどのような内容なのか、また、今後町としてどのような対応をされるのかお伺いいたします。

　　　以上、よろしくお願いします。

○議長

　　　答弁を求めます。町長。

○町長（登壇）

　　　６番、鈴木議員にお答えをいたします。

　　　１月20日の夜に鳥屋地内で火災が発生したという通報につきましては、会津坂下消防署柳津出張所に電話があったわけであります。消防署員が通報者の名前を確認しようとしたところで電話を切られたものの、火災発生の住所地番、対象者の氏名まで明確に通報されたため、柳津出張所と三島出張所からポンプ車が出動したところであります。

　　　また、これにあわせて消防本部指令センターから町役場へ火災出動の連絡があったため、防災行政無線によって管轄の消防団員の出動命令を発したところであります。夜間にもかかわらず多くの消防団員に出動をしていただきました。その夜は大変雪も降っていて交通も大変危険な状況でありましたが、瞬時に団員に集まっていただきました。

　　　現場の状況等から誤報と判断されて現場は解散をいたしましたが、その後、一連のことから今回の通報は虚偽の通報、いわゆる虚報と判断されたところであります。

　　　なお、消防署では一般加入電話への通報であり、発信元が特定できず誰が虚報したのかは不明ということでありました。警察署では、現在捜査中のため答えは出せないというところであります。

　　　消防法では、虚偽の通報をした者は30万円以下の罰金または拘留に処すると定められておりますので、今回のような悪質な事案は許されない行為でありますが、都市部では警察署や消防署に対する虚報は少なからず起きているのが実情でもあるわけであります。町としても注意深くこれらについては住民に対しても周知をしていきたいと、そのように思っております。

　　　消防署としては、通報があれば出動をせざるを得ないということでありますし、町といたしましても、消防の出動情報があればいち早く消防団員を出動させ、町民の人命、財産を守って被害を最小限に食いとめることが重要であると考えておりますので、このような事案がないようにやはりこれからも周知徹底をしていくということに尽きると、そのように思っております。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　６番、鈴木吉信君。

○６番

　　　今ほど町長より説明がありましたが、本当にこのようなことは絶対に許されない行為であります。私としては、発信元が特定できないということでありますので、いろいろ消防署にも行ってきましたし、いろいろな方々のお話も聞きました。でも、最終的には、ほとんどの件に関するものというものは最後まで容疑者には本当にたどり着けない、これが現状なんだそうです。

　　　でも、やはりこの後また柳津町においてもあるかもしれない、そのような案件なんですが、私も横文字と電気、そういうものに対しては詳しくはないんですが、ただ、今現在、相手の電話番号等が確認できるような、ディスプレイ等において発信元が特定できるような機器もあると聞いております。たとえ最後の最後までこの人というような確認ができなくとも、このような機器を備えておけばある程度のものは確認できるのではないかと。そうすれば、柳津町民が不安を持って過ごすことがある程度減るのではないかと、素人で申しわけございませんが、そのような思いを持っているわけです。その中において広域消防署に、この組合に対しまして何とか各消防署に対してこのような機器を常備、置いていただきたい、そのような要望等をするおつもりはございませんか。どうでしょうか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　これらの案件等が出てから会津地内の組合の総務課長会等もありましたので、私のほうからも発言をさせていただいている次第であります。これらについても電話関係、今議員のおただしの内容等に変えていただきたいというようなことでありますが、これを新しいそういう機能のついた機器というようなことで変えたとしても、会津の中のほう、若松周辺のほうにおいては、やはり非通知の電話等でかければ同じような形で特定ができないというようなことで、広域消防でも何件かこういうことが今あるということでありますので、各消防署の分についてもそういうふうな機器を最低でも入れていただきたいというお話はしてありますが、なかなかそれらまで一般電話については改善されないということであります。

　　　なお、そういう点で会議の中で一応お話等はしてありますので、今後やはりこういうことがないようにだけしていくような形、例として出しておりますと、やはり各町村においてもそういうようなことがありますので、広域消防のほうでもやはりかなりそういう点では危惧している部分があります。今のところ、一般電話等について新しい機器を導入していくというようなことは、広域のほうでは考えていないという話を聞いているところであります。

○議長

　　　６番、鈴木吉信君。

○６番

　　　今、総務課長から話があったとおり、広域消防署のほうでもそのように言っておられました。今現在では本当に打つ手がないんだというような話もありました。でも、先ほど言ったとおり、やはり町民がその部分の中において幾らかでも安心できる部分があるならば、それに対して努力願いたい、そのように思っています。

　　　次は関連なんですが、実際夜11時になるころに「鳥屋地内が火災発生しました。第４分団、第５分団は出動してください」というような防災無線で連絡があったわけなんですが、各地区いろいろ歩いてみる中において、各集落の防災無線、また各家庭の個人個人の受信機、これにおいてなかなか聞き取れなかったというようなお話もございます。今現在、本当に各家庭において防災無線として受信機があるわけなんですが、聞き取れなかった受信機に対して何か役場等に苦情等現在入っているのか、入っていないのか、それに対してお聞きしたいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　これらの個別受信機関係で聞こえないというようなこと、また故障だということであれば町にお話をしていただければそれらに対して無償で交換をしている内容であります。これらについても消防団のほうでひとり老人、あと老人世帯等については回っておりまして、そういう点で聞こえないとかそういう話があれば、町のほうとしては無償で交換をしているところであります。

　　　以上です。

○議長

　　　６番、鈴木吉信君。

○６番

　　　この防災行政無線に対しては、第５次柳津町振興計画の実施計画書の平成28年から平成30年の中に、新しく防災行政無線設備整備事業ということで、デジタル化するんだということで計画されているわけでございますが、聞いた中によりますと何カ所かは今現在デジタル化になっている地区もあるそうなんですが、この第５次振興計画の中において計画されるデジタル化、これについては大体完成するまでどうかと思うんですが、平成30年までに計画されているわけなんですが、柳津町全域のデジタル化というものは、大体何年ごろに完成予定となっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　これらもついても、町内の防災無線のデジタル化関係であります。第５次振興計画の中にも出ております。これは新規の事業等でありますが、今計画を立てて、その後第５次の中では何とか実施にこぎつけたいということで今計画を出しているところであります。３カ年のローリング関係等を見てみますと、何とか30年には事業の計画、それから実施に向けて一歩前に進めていきたいという考え方を持っております。

○議長

　　　６番、鈴木吉信君。

○６番

　　　今、課長から話があったんですが、本当にこれもデジタル化になってある程度防災無線がよくなっていく、そのような方向性があれば、なお一層町民が安心して生活できるかと思いますので、よろしくお願いしたい。

　　　また、防災無線等で今現在、柳津消防団の中において火災警報器の設置を促している、設置してくださいということで今朝ほども防災無線等で聞いてきたわけなんですが、やはり私もこの件に対しては、３回ほど今現在の状況または柳津町の設置状況を等何回となくお聞きしたわけなんですが、最近また火災警報器を取り上げる機会がなくなっていたわけなんですが、町民の安心・安全、また、これを考えた中において火災が発生した場合、火災警報器というものは物すごく役に立つという話も聞いております。今現在、柳津町において火災警報器の設置状況、総務課長、申しわけないんですが、わかればお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　ただいま手元に火災警報器の設置状況関係の内容を持っておりませんので、本日中に調査をして進めていきたいと思います。

　　　なお、先ほどお話ししました防災行政無線の設備事業関係等であります。これについても第５次振興計画の中で、何とかこの５カ年の中で実施をしたいというようなことで、今計画関係等もいろいろ出していかなければならない部分がありますが、先ほど私のほうから30年ごろまでというお話をしましたが、今いろいろ調査をしている中においては、この第５次振興計画最終の年度までには何とか設置をしていきたいという形に訂正をさせていただきたいと思います。

　　　火災警報器については、すぐに調査をさせていただきたいと思います。

○議長

　　　６番、鈴木吉信君。

○６番

　　　本当に役場もそうなんですが、柳津消防団もそうなんですが、町民の安心・安全な生活のために一生懸命取り組んでおられる、そのような中において今回質問させていただきました。誤報、これが虚報に当たるそうなんですが、本当にどのような方がおられるか、またどのような案件が発生するかわからない今現在の状況であります。これからも本当に役場を挙げて柳津町の町民の安心・安全な生活のために取り組んでいかれるようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長

　　　これをもって鈴木吉信君の質問を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで休議いたします。

　　　再開を１時といたします。（午前１１時５４分）

○議長

　　　議事を再開します。（午後１時００分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　先ほど６番、鈴木吉信君の一般質問における火災報知機の設置状況について、総務課長の再答弁を許します。

　　　総務課長。

○総務課長

　　　先ほどの６番、鈴木議員への答弁を行います。

　　　柳津町の住宅用の火災警報器の設置状況であります。全戸調査というのを平成26年３月31日に行っております。その時点で柳津町については76.31％の設置状況になっております。

　　　以上です。

○議長

　　　６番、鈴木吉信君、よろしいですか。

○６番

　　　はい、わかりました。

○議長

　　　次に、横田善郎君の登壇を許します。

　　　５番、横田善郎君。

○５番（登壇）

　　　それでは、さきに通告しました質問２点についてお伺いいたします。

　　　１つ目ですが、農業委員会の改正について。

　　　一連の農業制度改革の中で、農業委員会のあり方についても大きくさま変わりしようとしております。農業は町の基幹産業であることに今後も変わりないと思いますので、議会の同意を得て町長の任命制度に変わった、委員の選定基準、方法、農業委員会に期待し求めるもの、また、地域農業のあり方、農業基盤強化促進法に基づく基本構想についての町長の方針をお伺いいたします。

　　　２つ目です。町民に対する政策説明周知のあり方について。

　　　今後、少子高齢化から人口減少のために、交付税、各種の交付金、町の自主財源など一般財源の減少は避けられず、人件費や施設の維持費など経常経費の増加により財政の硬直化が心配されます。町長も振興計画の中から重要性優先順位を定め、効果・効率化を求めて実施していくという旨の説明がありましたが、必ずしも皆が賛同するとは限らず、町の計画と住民が求めるものが一致しない事案が今後ふえてくるのではないかと危惧されます。地域住民や各産業、団体機関との政策の整合性や声にどのように耳を傾け、理解を求めていかれるのかをお伺いします。

　　　以上、２点についてお伺いいたします。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、５番、横田議員にお答えをいたします。

　　　１点目でありますが、農業委員会の改正についてであります。

　　　農業委員会につきましては、平成27年９月４日に公布された農業委員会等に関する法律の改正によって、柳津町でも平成28年４月から新制度による新たな組織が発足することとなりました。

　　　その改正の内容の１つとして、委員選出の方法が、選挙制から議会同意を条件とした市町村長の任命制へ変更されたことであります。任命に当たっては、地域の農業者等からの推薦及び応募の結果を尊重しつつ、公正・公平を担保するため候補者評価委員会の意見を踏まえ、候補者を選定し、今議会に同意をお願いする議案を提案しております。

　　　また、農地等の利用の最適化の推進が新たに農業委員会の業務として位置づけをされており、新たな農業委員会には、今後の担い手への農地の集積・集約化及び耕作放棄地の発生防止、解消等に向けた活動を期待するところでございます。

　　　次に、今後の地域農業のあり方についてでありますが、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即し、目標とすべき農業経営の指標等を示した町の基本構想を策定しており、その中で、農業を主業とする者が地域における他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得と年間労働時間の水準を実現できることを目標としながら、また、これらの経営体が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとしております。これらの目標を達成するために、認定農業者や認定新規就農者など地域の中心となる担い手の確保と育成を行いながら、効率的かつ安定的な農業経営のために農地の集積による経営規模拡大や園芸作物の導入を支援していきたいと、そういう考えを持っているところであります。

　　　２つ目の町民に対する政策説明周知のあり方でありますが、町の政策につきましては、町の各分野の代表者等を委員とする柳津町振興計画審議会でご議論をいただき、答申をいただいた第５次振興計画の後期計画（案）に基づいて事業を進めてまいりたいと考えておりますが、それに当たっては、これまでに引き続き政策評価等を活用しながら事業の内容を検証して、審議会からの意見を踏まえてその中身とともに地域住民、また関係団体、関係機関と連携を図りながら町民の理解が得られるように事業を進めてまいりたい、そのような考えを持っております。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　この農業委員会の改正については、非常に大きな改正でないかと思うんです。といいますのは、今まで農業委員会の成り立ちといいますか、これらについては、農地法なり小作法なりの集積を逆に除外する法律だったものを、今までもそういう集積、今、農地法が形骸化してきた経過はありますが、これらについてやはりもう完全に農地の有効利用を目的としたものについて、そして、単なる選挙制度から町の町長の任命制度に変わったと。これについては、町長、いわゆる町の直結、町も責任を負う、もちろん議会にも責任を負わせるような感じになってきたと思うんですが、この認識はどうでしょうか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　今までの選考の仕方というのは選挙でやってまいりましたが、今回、任命制になりましたけれども、今回は多くの皆さんの賛同を得ながら、地域の中で選出をいただきながら、その方法を認識をしながらやっていきたいということで、改めて私から任命をして選考して諮ったという方法はとらないで従来の方法をとらせていただきました。その中で私のほうで適任者を任命するというような、そして、それを評価する委員会がございますので、そういった委ねながらやっていきたいという方法で、今回は初めてでありますのでその方法を使わせていただきました。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　それでは、この選定に当たって、先ほどの答弁ですと候補者評価委員会というものを設置して、これで今回の議会に提案されたと思うんですが、この評価委員会とは、人数なりメンバーなり、どのようなところで選出されて、今回の議会に提案される前に何回くらい開催されたのか、まず評価委員会についてお伺いしたいと思います。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　農業委員候補者評価委員会につきましては、評価委員の構成につきまして、副町長と農業委員の経験者、認定農業者協議会の会員、会津みどり農業協同組合の柳津総合支店のそれぞれ１名出していただきまして４名で評価いたしました。その評価委員会につきましては、２月16日に１回開催しまして意見をいただいているところでございます。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　そうしますと、評価委員会についての１回、これはあれでしょうか。その前に人数、まず区長さん宛てにいわゆる公募推薦を依頼したと思うんです。それから、農地の最適化推進委員の人もあわせて。これらについての人数９名と、農業委員については９名の定員だと思うんですが、これらについて、うち１名は全く利害関係のない人ということでの条件があると思うんですが、この人数等についてはオーバーしたのか、あるいは事前に評価委員会にかける前に町の内部のほうで調整したのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　今のお話のとおり、農業委員の定数につきましては、柳津町につきましては９名ということで、柳津町を８つの活動地域に分けましてそれぞれの地域から推薦をいただいているところでございます。あと、中立な立場の委員につきましては、全域を対象とした公募というふうな形にしております。

　　　候補者につきましては、８つの地域からそれぞれ候補者が出ておりまして、中立的な立場の委員につきましては１名の応募があるところでございます。候補者数につきましては、９名に対して評価委員会の中では10名というところでございました。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　そうしますと、今10名とおっしゃられたでしょうか。10名を評価委員会に諮られたと、そういうことですか。わかりました。

　　　それでは、まずその推薦について各区長さん方に推薦依頼を出したと思うんですが、やはり区長さん方が戸惑っておりましたのは、まず推進委委員と農業委員のすみ分けといいますか、業務の内容等についてまだわからないと。そういった説明をもう少しすべきではなかったのかと。そして、農業委員の９名の中の半数以上５人は認定農家から選ぶ、これを大原則としていると思うんですが、これらについての要件は満たしたのでしょうか。私が考えるに、まず区長さん方に推薦されるのもいいと思うんですが、認定農家からというのであれば、担い手をこれから確保していくんだということであれば認定農家連絡協議会、これは課長がこの連絡協議会の局長を兼ねていると思いますので、あるいは土地改良区とか、あるいは農協等、そういう農業団体等にも十分事前に、これは前からわかっていた話ですので、協議を諮って人選なりを内部で。町がもう責任を持たなければならない。もちろん議会も、同意を必要としているわけですから責任がありますが、そういったところの中では、もう少し農業団体と推薦の仕方について人選を考えていくべきではなかったかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　農業委員の各地区への推薦に当たりましては、事前に認定農業者会のほうには協力をお願いしますということでお願いはしているところでございます。今回の候補者数につきましては、定数９名に対しまして認定農業者というのは３名というような候補者の状況でございました。

　　　認定農業者３名というところなんですが、省令によりまして農業委員の認定農業者過半要件の例外というのがございまして、認定農業者の数が委員の定数の８倍以下である場合には、過半数の要件が４分の１となるということで、柳津町の定数が９名ということで８の倍数ということは72名ということになります。柳津町の認定農業者につきましては46名ということで、その72名を下回っているということから、定数の４分の１が認定農業者であれば議会の同意を得られれば構わないということになります。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　では、その例外要件についてはやはり事前に議会の同意を得て、その案件について同意を求めてから議会に提出するというのが原則だと思うんですが、この点、私たちにそういう話はなかったような気がするんですが、これはどうでしょうか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　３月９日にあります議案の中で説明して、同意を得るようにご協力いただきたいと思っています。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　そういう例外規定について、我々も規則、法律なんかを見ますのでそれはわかりますが、やはり認定農家の数が少ないことについてはそういう例外も、これは例外として認めると。それには事前に、認定農家の数を何名以下にして、５名まで確保できない、こういった計画でやりますよ、こういう人たちが適任者でありますと、そういうことを事前に同意を求めてから議会がそれを、当然、我々が同意するわけですからそれは事前に求めるというのが国の指針であり法律であると思うんですが、そういうこともできるという説明はもちろんこれは条例の中で見ていますが、ただそういった言葉での説明はなかったような気がしているんですが、それは説明すべきではなかったかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　はい。では、説明が抜けていたということで、今後の全員協議会あるいは３月９日の議案の中で改めて説明させていただきます。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　やはり今回は初めてだと思いますので、そういったことについて執行部と議会が責任を持ってやっていかなければならないというふうに体制が変わったとすれば、やはり議会のほうにもそれなりの説明をすべきで、これは国の指針がそういっていますので、私だけが言っているのではなくて、それはやっぱりやっていただきたいと思います。

　　　それで、質問の内容をちょっと変えますが、やはりこの農業委員の人数といいますか、食い違いといいますか、農業委員の目的が今まで３条、４条、５条といいますか、所有権の移転とか農地転用とか、この件はもちろん残るとは思うんですが、それと同時に、それと同じくらいに農地の誘導化といいますか、農地の集積、それが求められていると思うんです。その中で、９名という１つの根拠と、そして８つの区域に分けたと。これは前からの立候補の中でのそのまま同じようにやっておられるみたいですが、これは各地区から適任者が出たと判断されておられるのかどうか。順調に農業委員会がこれからやっていくのに支障がないということで、自信を持って今回の議会の最終日に提案されるんだと思うんですが、それについての判断はどうだったんでしょうか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　今回は、この前皆さんに説明したときもそうなんですが、定数についても選考の仕方についても初めてでありますので、私どものほうで議員の皆さんにもやはりこの委員会には女性も入るべきだという発言もさせていただきました。そういった観点から、今後の取り組みとすればその枠組みにとらわれないでやっていく必要があると、そのような認識を持っております。

　　　今回に関しては、この制度が新たになるということで、従来の方法をして、そして皆さんに周知をしながら、次年度に対する対応の仕方というものを考えていきたいということでありました。そういった中で、皆さんから選んでいただいた皆さんでありましたので、大変優秀な皆さん、そしてやる気のある皆さんでありますので、その選定に関しては私は申し分ない方法であると思っています。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　指針、前の説明については、今、町長が言われるように、いろいろな年代といいますか、それから女性も活用というようなことになっていますが、実際問題として今うちの町で、なかなかそういった国の指針について満足させるような状況ではないような気がしたものですから、今あえて質問したわけなんですが、今、町長の言葉からすると、それなりにしっかりした人選をしてから議会に諮るんだということの説明があったんですが、それはそれでまた検討したいと思いますが。

　　　それで、先ほど説明がちょっと漏れたと思うんですが、区長さん方に説明した中で、これから後もやはり適正化推進委員と農業委員のすみ分け、それは９人になった根拠等については、何か機会があるごとに各区長さん方に説明する気はあるのか、ないのか。ある区長さんに聞きましたら、後から町のほうで来て説明してくれるんだというようなことも言っておりましたが、そういったところはなかったんでしょうか。

○議長

　　　目黒班長、この業務のすみ分けについて。区長さん方との連携ということで、答弁願います。

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　今回の農業委員会の推薦の際に各区長さんのほうにお願いいたしまして、各区長さんを集めまして説明会の中で農業委員の役割と推進委員の役割というのを説明しているところでございます。

　　　また、今後も必要に応じて説明していきたいとは考えております。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　農地の誘導化といいますか、農地の合理化等については、これはもう大分、20年以上くらい前から進めてきた経過はあるわけです。その方法については、農業委員会においては交換分合なり土地改良区においては補助整備等、そういった基盤整備の中で農地の集積を図ったり、貸し借りの誘導化も進めてきたと思うんですが、そこの中でデータ等について、今、国土調査等についても全くストップのような状態ではないかと思うんです。やはり農地を貸すにはきちんとした権利関係なり境界等をやっていかないとまずいと思うんですが、これらについてのいわゆる認証行為、そういう図面とかデータとかの保管、これらについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　地籍調査関係につきましては、これまでも行ってきたところなんですが、23年の震災によりまして今現在、久保田地区、そして細八地区の地震による影響を調べる座標補正と検証測量というところを行っているところでございます。これからその検証測量が終わった地域につきましては、改めまして認証の準備を進めているところでございます。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　やはりだんだん世代が変わってきますと、補助整備等でせっかくつくった図面、国調方式というかデータが残っているものはそのままでいいんですが、昔、国調方式でない方式で補助整備等をやったものについては、やはりデータが失われたり図面がなくなったりしますと、また境界がわからなくなってしまうと。

　　　私がそういう心配をしますのは、過去にもやはり農地の集積を図ってきたときに、１つは自分の農地に対する愛着がいっぱいあって、なかなか自分の農地は最高なんだという思いも、これは当然だと思うんですが。それから、農地を貸すと戻ってこない、あるいはさらに農地を貸してつくっておくと、境界がわからなくなるとかじられてしまう、減ってしまうんじゃないかと、そういった心配があって、なかなか進まなかった経過があるわけなんです。そういったところについてやはり、しっかりした安心感を貸すほうに与えるような、これから今の農家、担い手といいますか、耕作農家が高齢化になってきますと、貸すほうがふえてくると思うんです。そういった中で、借りるほうもなかなか今いなくて、貸すほうと借りるほう、双方に利益があるようなことについては、しっかり町が中に入ってそういう土地の保全等、権利の保全等をしっかりしていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　今回の農業委員の改正によりまして、農業委員会の業務の中に農地利用の最適化の推進というのが業務になっております。今後、農地中間管理事業というのもできましたので、農地の出し手に対しまして農地集積協力金というのもございますので、そういった事業を有効に活用しながら集積を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　やはり農地の集積を図るには認定農家等について、これからも育成を図っていくと、町長の施政方針の中にもしっかりした担い手を育成していきます、新規農業者等も確保していくんだという説明がありましたが、やはり規模の拡大といいましても、極端なことを話しますと、郷戸等の農地耕作のあり方、農業のあり方とちょっと離れた奥地、奥地とは失礼ですが、町から離れたところの農業のあり方では全く違うと思うんです。もちろん、郷戸と細八の農業のあり方についても、細八と藤のあり方についても当然違っているわけで、そういった地域農業は、担い手が例えば郷戸にいっぱいおられたとしても、これが例えば琵琶首とかああいう農地を保全するために行っても、農地の水路の保全とか道路の保全とかそこの人間関係とかでなかなか難しいと思うんですが、そこらの地域農業のあり方、やはり今までも我々は集落営農という言い方、維持管理とか何か、それを進めるべきではないかというような思いもするんですが、その辺についての具体的な策は、どのように進められようとしておられるのか。いわゆる地域農業のあり方、各集落での農地の保全の仕方、そして集積の仕方をどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　なお、詳細については班長から話をさせますが、今、議員がおただしのとおり、やはり集落営農で今回27年度は成功事例がございました。そういったものの取り組みの推進役をして、できるだけ集落営農の形を整えていきたいと思っております。

　　　それと同時に、今５年間延長されました中産間地域の直接支払制度、そしてまた人・農地プラン、これらを活用して、その地域には地域に合った農業のやり方というものを推進しながら確保していきたいと。そのような思いで今回の施政方針の中にも取り入れていただきました。そんな方向で進めていきたい。確かに今回の集落営農の成功事例が畑作で出ましたので、国から来た制度の資金は相当農家の皆さんの収入にプラスになったということでありますので、そういったものをより多く活用できるような体制づくりをしていきたい、そのように思っています。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　今ほど町長からもあったとおりではございますが、農業者の少ない、担い手の足りない地域につきましては、国の中産間支払制度やあるいは多面的機能支払制度を活用しまして、農業者とあわせまして地域ぐるみで農地を保全していきたいと考えているところでございます。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　やはり農地の荒廃防止、これは各集落が衰退して荒れてきますと、これはやはり環境についても相当の影響があると思うんです。いわゆる防災上、安全上の問題についてもいろいろ問題が出てくると思うんですが。やはり農地・水・環境保全等の事業を入れてできるだけ、なかなか最大に衰退してしまうと農地も、こういった事業を取り入れてやることも困難な時期も来るかもしれませんが、できるだけやはり町長が今言われるように、集落営農等についてその地域の農地の保全をまず考えていただきたいと思います。そして、地域の集落を応援しながら、できるだけ地域の認定農家、いわゆる担い手農家に核になってもらってやってもらうと、部分的な委託であっても。まずそこら辺までやはり町が責任を持ってやっていただきたいと思いますので、これらについてはひとつよろしくお願いしたいと思います。

　　　それで、産業の６次化についてお伺いします。

　　　町長は、売れる農業ということで先ほど施政方針の中で産業の６次化を進めていきますと。やはり集落の農家については、高齢化している農家は特にそうだと思うんですが、やはり何がしの、昔、町長は年金プラスアルファという言葉を言われましたが、そうでなければ、年金だけではとても余裕のある生活にならなくなってしまうという中では、どうしてもそういう農業なり、あるいは林業も今なかなかあれなんですが、そういうことについて、これは農業委員、やはり地域の生活支援に各農業の振興を通じてやってきたと思うんですが、その中で産業の６次化については、ぜひ必要だと思うんです。規模の大きい、小さいは別にしても。それで、これは前からお願いしているんですが、産業の６次化の推進のあり方については、農業に商業、それから商工業と。いわゆる１次にプラス２、プラス３で６次化産業だと。これが普通だと思うんですが、あくまでも農業を基盤としてそこに２次と３次を足していただきたい、その産業を進めていただきたいと思うんですが、この中で農業委員会についても相当、いわゆる各農業団体、これは全部ひっくるめて農協も、あるいは改良区等の県の指導機関も入れた中で、ぜひ農業を中心とした産業の６次化を進めていただきたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　横田議員にお答えをいたします。

　　　これからの農業の１つの形態として、やはり農業は生産団体でありますので、なかなか販売につながるというのが少なかったということであります。その中で６次化というのは、本当に生産して加工して販売をしてもらう方法として一番身近なことであると思っております。これは平成30年になれば今度形が変わってきますので、その前にＴＰＰの問題もありますけれども、農業者みずからがそのような方向になるようにしていきたいと。それには農業委員会の組織でプランニングする、これは大事なところでありますので、こういった皆さんの知恵もかりたいと思っております。

　　　そして、先日でありますけれども、酒米の講習会をやったわけでありますが、人数とすればさほど集まってはこなかったんですが、そういったものも捉えながら柳津町としてこういった品目を６次化の中でやっていきたいと。方向性もまた探りながら、そういった農業委員会の組織を活用しながらやっていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　くれぐれも農業を除いて掛け算で二三が六なんていう産業は、町の振興策はやっていただきたくないと思います。あくまでもそれは農業を中心、農業に加算していくような産業の６次化を進めていただきたいと思います。

　　　今、町長は、農業はやる気のある農業といいますか、農家といいますか、そういう言い方をされましたが、これだけ農業が衰退しますと、みずからやっていくにはなかなかとても、個人のそういう農家もおられますが、個人でやるには限度があると思うんです。やはりやる気のある農家はもちろん必要だと思うんですが、町がやはりある程度、その中にはやはり農業委員等もその分野において、結局農業委員という名前をかなり、広いのではないかと思うんです、これから持っていく持ち分エリアといったものについては。各農業団体と先ほども言いましたが、連絡しながら町が中心となって農業委員会にも一緒に活動してもらって、そういった農家をしっかりと育てていくといいますか、農業委員会にも中心を担っていただきたいと思うんですが、そこらについての町長の考えはいかがでしょうか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　先ほど横田議員からもありましたとおり、やはり荒廃地が多くなればそれだけ環境も変わってきます。それと同時に、鳥獣被害がかなり深刻になってまいりますのでそれらについても、遊休農地が拡大してきますとやはり里におりてくるということもあります。そういった事務的なものは町でやったとしても、実際の行動というのは農業委員会の皆さんの知恵をかりながら、そして地域の皆さんと連携をしながら、遊休農地の一斉の耕期とか、そういったものの捉え方をしていけばかなり推進はされるのかという思いはしていますので、今回の制度改正とともに、やはり町も一緒になりながら委員会の皆さんと連携をしてやっていくと。そして、地域の方にもそこに参画をしていただく、そんな方法をしていきたいというふうに思っています。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　今、町長の答弁をいただきましたが、結局今までも、20年来基盤整備ということで補助整備なり農業関係についての投資を行ってきたわけです。それを今ここに至って、かなり遊休農地、荒廃農地がふえてくるということは、せっかく町が投資してきた農業の基盤がだんだん原野に戻っていくということは非常に悲しいことですし、さみしいことですし、産業の振興にも大きな影響が出てくる、環境にも影響が出てくると思います。ですので、国も地方創生という中で農業の振興、地域の農業を最高の時点に位置づけているような感じもありますので、これらについてはやはり、町の農業においての振興策は、いろんな多方面からぜひ荒廃防止を図っていただきたいと思います。１番目の質問については、これをお願いして終わります。

　　　２番目の政策説明についての再質問に移らせていただきます。

　　　やはり計画策定の段階で、町も今までも概略設計といいますか基本設計を、構想委託を何回か図っておられますが、やはりこれらについてはどうも、はっきり言えば役に立たないあれが出てくる。全く町の考え方、基本と相反するような概略設計、基本設計の委託の成果書が上がってくるというようなことが往々にしてあるみたいです。これらについて、やはり委託に出す前に基本構想をまず町がまとめてから、そしてそれには事前に各振興審議会、町長は振興審議会が最高の審議機関だからそこによってやっていくんだと。それは確かにそのとおりだと思うんですが、やはりその事前に農業であればいろんな農業団体なり、商工業あるいはそういう会社等の意見もいろいろ聞きながら、町長は回って説明は聞かれているみたいですが、それをしっかりまとめてから、そして基本設計として業者に構想委託を出すべきだと思うんですが、これらについてはやはり無駄金を余り使わないようにしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　安倍総理が言われているような、津々浦々まできちんとした政策が行き及んで皆さんの生活に幸福感があるように、達成感があるようにしていくのが我々の務めだと、そう思ってはおります。そういう中で、振興審議会は、柳津町の事業内容としては最高の上位として捉えております。これからの地方創生の中にも、この振興計画の中から前倒ししながら優先順位を決めてやっていくという方針は変わりはありません。

　　　そしてまた、議員がおただしのように、これからの住民との対話、そういったものを入れていくというのは、私は町政懇談会等々をやりながら、そしてまた団体の皆さんとの政策論争をしながら、必要な経費をそこに投入していく、そういうやり方をしていかなければならないと思っております。

　　　そういった中で、振興審議会には、議員もご承知のように各団体の長がいらっしゃいます。長だけではありませんが、その中から選ばれた皆さんが審議会に入っていただいて、議論を今回は何度か重ねてまいりました。そういった意味で、今回の地方創生と絡めたこの振興審議会は、大変意義のある審議会だと捉えておりますので、今後このようなことが町民に行き届くような配慮をしていきたいと思っています。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　各審議会等において、上辺だけの審議会ではなくてやはり日ごろから、町長は無論ですが、職員の方も町民の中に入っていろんな意見なり、お茶飲みをしながら声を聞くようなことも必要ではないかと。確かにアンケートの結果だとか、審議会でのいろんな同意を得ているということがありますが、やはり日常から、今後何が必要なのか、何が優先なのかは、町長の判断はもちろん最終的にはそうだと思うんですが、やはり町民の声とか何かを聞きながらこういう実施、限られた予算の中での実施は図っていくべきだと思いますので、これらについてはよろしくお願いしたいと思います。

　　　今までは、例えば建前上、農業委員会とか教育行政というのは、ある程度戦後レジームの関係から町の行政から独立している、国も県もそうだと思うんですが、独立していて。ところが今度は、教育行政、それから農業行政、今の農業委員会の改正、農地法の改正等において全てが行政の中で、地域においては町長の権限が非常に強くなっております。こういった中で、町長が強くなるということは職員等の権限も強くなっているといったことでありますので、これらについてはしっかりした一元化の中で各町民の声を聞いていくべきだと思いますので、ひとつそこらについては説明責任をしっかりしていただきたいと思いますが、町長のその考えについて再度お伺いしたいと思います。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　議員おただしのとおり、やはり結果が全てであると思いますので、これからはとにかくやはり町長の権限がいろんな意味で行使される場面が多くなってくると思います。今までは本当に教育委員会は教育委員会に任せて全てでありましたけれども、そこに今度は町長も参画するようになってきます。農業委員会もこのとおりでありますので、かなりそういった面には職員も全て我々と同じような状況がありますので、全員でこの窮地を乗り切っていきたいと、そのような思いを強くしております。それにはやはり専門の皆さんとのより多くの話し合い、議論を重ねてそれらに対処していくというのが、一番根底にあるというような思いを強くしておりますので、皆さんが納得いくような結果を出せるようにしていきたい。それには、やはり私は、集中と選択、これが大事だろうと思っていますので、優先順位を決めながら町政に当たっていきたいと、そのように思っています。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　今度は逆な立場で再質問をさせていただきますが、行政はオールマイティーではないんだと。昔みたいにいわゆる何でもできるのではなくて、極端に言えば、今町長はいわゆる選定してから実施していくんだ、声を聞きながらやっていくんだと。もうその重要性が、何でも陳情を受けたり何でも要望を受けて、これは何でもできますよという時代ではもうとっくになくなっていると思うんです。予算的にも。そして、公共性や公益性や利便性等を図りながら、優先順位を定めながらやっていく、これが大事になっていますので、地域住民の方も、陳情とか要望をすれば何とかしてくれるんじゃないかということではもうない時代だと思うんです。ですから、それらについて、できないことについての説明もしっかりやっていくべきだと思うのですが、そこらについての日常、日ごろの対話も必要だと思いますので、地域の住民の方に誤解や夢とはおかしいですが、できないことまで何か期待を持たせるようなことも、いろいろ過去にもあったようですし、それらについてはしっかりと説明すべきだと思いますので、これらについては管理職一同頑張っていただきたいと思いますので、これらについての方針等、いわゆる町はオールマイティーではないんだ、何でもできるのではないんだということを説明していくべきだと思うんですが、町長はいかがでしょうか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　これにはやはり、議員もおっしゃるとおり、財政には限りがございます。それらについては、今までの手法とすれば、柳津町は国・県の補助事業というのは全て取り入れながら、できるだけ町の財政負担を少なくしながら効率よくやるというのが、柳津の方針としてやってまいりました。その方針には変わりはないわけでありますが、その中で町民が意図して全て手に入るような思いというのは選択はしていかなければならない。その中でやはり優先すべきは、これからの時代の次の子供たちのための投資、そしてまたそれを核として生産を生む体制づくりというのが私は優先されるということで、この２つは主業としての１つの主として捉えてやっていきたいと、そのような思いを強くしております。ぜひともこれは町民にも理解をしてもらうようにして、全てが町の力でできるというものではないということも、はっきりと言いながらやって事業を進めてまいりたいと思っています。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　ぜひお願いしたいと思うのですが、やはりこれからは住民の声といいますか、あるいは納税者としての権利といいますか、そういったものについて予算の配分、あるいは使い道についての結果、そういったものについてかなりやはり声が強くなってくるのではないかと。これは、都市の住民等を見ていますとそういう傾向にあるみたいですから、遅かれ早かれ町についても、やはり自分の納税、自分の納めたお金、介護、保険医療等もひっくるめて、町の使用料等もひっくるめてなんですが、これらについてやはりしっかりした方針といいますか、町のスタンスを持っていないと、何でもかんでもわからなくなってしまう恐れもありますので、これらについてはしっかりしてやっていただきたいなと思います。

　　　それで、地方創生について少し、これらについては、国のほうについては外からの力でなくて内からの力でぜひ、金は前倒しで多少なりとも来ているみたいですが、これらについてはもう内側から活性化を図っていただきたい、政策をしっかりしてやっていただきたいと。町の力、町政の力で地域の振興を図って町の生き残りを図ってほしいというようですが、これは何かをやれば町がよくなるということは到底ないので、福祉からいろんな問題からそういう、農業、商業、観光、その中でもやはり農業と観光についての産業については、産業の６次化も含めてなんですが、しっかりやっていくべきだと思うんですが、町長、ここらについてのビジョンというんですか、見通しといいますか、これは、振興を図っていかなければこのままでは衰退してしまう、もう人口が自然減に入ってしまっていると。いずれもう町は衰退して消滅していくということですから、50年後だか100年後かわかりませんが、そういう経過にあるわけですから、これらの活性化のあり方について、やはり地方創生に基づくような計画をこれからしっかりやっていくべきだと思うんですが、町長は振興計画に基づいてやっていくんだというようなことなんですが、振興計画だけではとてもじゃないですが、町の独自性について町民の声を聞いて政策を立てていくべきだと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　今、議員がおっしゃるとおり、振興計画の中でも農業の分野、そして観光業の分野というなりわいの部分では、相当予算もつける、そしてやり方もそんな方向でいきたいという方針を立てております。

　　　今、地方創生では、安倍内閣のほうも農業の予算の厚み、そしてまた人口減に関しての観光業の交流人口の拡大と。もう2,000万人の観光のインバウンドが超える勢いだということでありますので、これらが都市部に集中していると。東北にはわずかしか外国人の観光客が来ていないと。それをどうにかそれぞれの町村によって方法をしながら、交流人口の拡大を図るというような指令が来ているわけであります。これはまさに、今、議員がおただしのとおり、観光業、農業の分野で我々がこの地域で抱えているいいところを出していく、提案していく、そういう最もいい時期であると捉えておりますので、こちらが提案をしてやはり国のお金をもらうというようにしていかなければならない、そのように思っております。特に、今、国のほうでは、農業の分野にかなりの力を入れております。そういった関係で、柳津町としても農業の分野の提案、そして観光の面の提案、これらを力強くやっていきたいと思っております。

　　　今回の地方創生の補正予算関係もそうですが、これらもやはり振興計画の中で我々のほうで温めていたのをすぐ出せたというのが今回、採択はまだ未定でありますが、これを出せたというのはやはり準備が完了していたということであります。これらについても、これから恐らく選挙が近いことでありますから、補正予算がかなり厚くなってくると思います。それにすぐ対応できるような体制づくりというのは、農業、観光に結びつくようにやっていきたいと、そのように思っています。

○議長

　　　５番、横田善郎君。

○５番

　　　やはり今、町長が言われるように、しっかりした町の目的、町の生きる道といいますか、それを定めた中で、そしてもらえるものはもらうという、ちょっと卑しいような気もしますが、やはり国からとか県からもらえるものについては指導を受けてもらって、柳津町民も県民であり国民ですから援助を受けてもこれは当然だと思いますので、やはりそういったできるだけ国・県の予算は規模が大きいわけですから、そこに町の予算を上乗せして育成を図っていくような、振興を図るようなことをぜひ行っていただきたいと思います。

　　　そして、地方創生については、これはもう町、結局各自治体が、やる気のある自治体、町の方針について国が援助します、これが最後ですという言い方をしていますので、やはりしっかり、最終的に結果的にうまくいかなかったとしても、やはりいろいろやってみるべきではないかと。やってみてだめならこれはどうしようもないというような、ですが、やらないでだめになったのではこれはどうしようもありませんので、やはりぜひ頑張っていただきたいと思います。

　　　これが最後の質問になりますが、町の人口減少から町の使用料、水道料金とか町の保育料といったものの使用料について上乗せといいますか、使用料の増加等について、増加といいますのは使用料の値上がりをしないとやっていけないような状態にもしなっていくとすれば、どうしてもやはりこれは自己負担が当然、独立採算が原則ですので、一般財源の持ち出しがなかなかできなくなってきた場合、こういった説明、あるいは介護とか医療とか教育とかの衰退が顕著になって、どうしても柳津町では介護がなかなか思うように受けられないというようなことになっているうちに、その子供たちが若松なり東京なり都会のほうに連れていってしまうのではないかと。そう言っていくと、なおさら人口の減少、衰退、勤め先もないとか何かになっていくと、戻ってももちろん来ないしで。あるいは、定年になってくれば柳津町に戻ってくる人も、最近は戻ってこないでそのままにして年寄りを呼び寄せると、高齢者が１人になった場合は都会のほうに。そして施設に入れるという人も結構ふえてきました。そういうような減少傾向にあるみたいです。

　　　それは、１つは、先ほどの話に戻りますが、農地とか林野の魅力がなくなり、価値がなくなって財産の価値がかなり減ってきている、それが大きな原因でないかと思うんですが、まして町のサービスの低下がこれから起きてきた場合、町長は先ほど生活支援、いわゆる要支援者１については地域がやるんだ、国からの介護保険から外れてもしっかりやっていきますよというような所信表明もありましたが、これらについてしっかり説明していかないと、一つ一つのことを説明していかないと、町から去る人、高齢者１人になっているうちに都会に連れていってしまう人が結構多いのではないかと思いますので、これらについても政策をしっかりやっていただきたいと思うですが、町長、何か考えがございましたら答弁願いたいと思うんですが。これを最後にいたします。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　これらについては、我々にとってみれば生活するにはしやすい地域だと思っていたんですが、最近の皆さんの動向は違っているようであります。今、議員がおただしのように、定年になれば親を見ながら帰ってくるというのが理想の形でありましたが、今はどうしてもそういったことがないということであります。それは魅力というよりも、なかなかそこにいての暮らしというのが成り立っていくには、急に来て地域になじめと言っても無理な課題でありますので。私は常に地域の中で思っているんですが、いろいろ催事があるときに、その皆さんが来て参画をしていくということが大事な地域活性化の１つであろうと、そんなふうに思っています。そこから地域の皆さんとのなじみを深くしながら、何とか地域に身を置いていただくというのが、これからの捉え方ではないのかなと思っております。

　　　そして、私たちの取り組みというのが、今かなり庁内でも議論をいたしました。やはり柳津町は、現在形でいくよりは将来型でいかなければならないと。それはどういうことかというと、これから定住化を進めるためには、所得の制限のない住宅をつくりたい、そしてまた一戸建てもつくりたいという方針であります。これは定住化の１つでありますが、そして、若い次世代の人たちに、柳津町が伸びしろがあるのかということをやはり意思表示をしないとなかなか残ってくれない。そしてまた、60を越えた人も、そういった人にもこれから柳津町というのはちょっと魅力があるんだと思われるような政策をしていかなければならないということで、今回３つのやり方として子育て支援と学校教育と交流・移住・定住を入れました。これは雇用も入れようかと思ったんですが、そんなにまた幅広くやってはだめだということで３つに絞らせていただきました。その中に、やはり若い人たちを雇用できるような体制づくりも一緒に進めていきたいということを今この中に入れました。そういった意味で、これらの介護も若い人がいればそれだけの活力があるということを見せていくような地域活性をしていきたい、そんな思いを強く、これは介護の分野にも通ずることでありますので、その方向性を持ち合わせていきたい、そんな思いであります。

○議長

　　　よろしいですか。

○５番

　　　はい。以上です。

○議長

　　　これをもって横田善郎君の質問を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで、暫時休議します。

　　　再開は午後２時10分といたします。（午後１時５８分）

○議長

　　　それでは、議事を再開いたします。（午後２時１０分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　次に、伊藤　毅君の登壇を許します。

　　　８番、伊藤　毅君。

○８番（登壇）

　　　小水力発電について、１点だけお伺いいたします。

　　　以前、小水力発電所の可能性調査を専門家により実施したが、その結果、有望な箇所がなかったとの説明を受けました。その後、小水力発電事業への取り組みはどのようになっているのかお伺いいたします。

　　　以上です。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、８番、伊藤議員にお答えをいたします。

　　　小水力発電についてであります。この件につきましては、小水力発電について可能性調査を実施いたしましたが、以前のご説明のとおり有望な箇所がないという調査結果を示したところであります。その中でも、こういうふうにすればというところがあったんですが、それらについては川の氾濫、いろんなことを加味してかなりリスクが高いという結果が出たわけであります。そのような結果を踏まえて、有望な箇所がなければ民間の業者、事業所も進出の可能性も低いということで、町といたしましては、小水力発電事業を進めることは非常に困難であるというような考えに至ったわけであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　８番、伊藤　毅君。

○８番

　　　現在、柳津町にある発電所の最大出力を、わかる範囲でいいですのでお伺いいたします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　水力発電、あと柳津町においては地熱発電等の分がありますので、それらを見ますと、柳津発電所の認可最大出力というのが７万5,000キロワットになっております。あと、滝谷川の発電所でありますが、これらの認可最大出力というのが445キロワットというような形になっております。

　　　地熱であります。これについては、柳津西山地熱発電所の出力であります。これらについても認可関係の最大出力というのが６万5,000キロとなっております。これらについては最大出力であらわした数字になっております。

　　　以上であります。

○議長

　　　８番、伊藤　毅君。

○８番

　　　昨日の新聞に載っておりましたが、再生可能エネルギー、洋上風力発電所がいわきと楢葉にできたわけです。それで、26年には猪苗代に、そして昨年は下郷に山間部の小水力発電所ができました。下郷では175キロワットくらい、本当に小さな発電所です。新聞にも写真が載っておりましたが、本当に小さな発電所です。だから、柳津にも冑中にあります滝谷川発電所も最大445キロワットの小力発電所でありますので、素人が考えるには、滝谷川のあの落差、そしてまた水量を考えれば、もう一つくらいはできるのではないかと思われます。でも、今答弁にありましたように、水害とか災害にならないようにするためにそれができないというような話でありましたが、それだけで片づけていいのかなと思ったものですから、今後どのようにするのかお伺いいたします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　先ほど町長もお話ししましたが、柳津町においても小水力可能調査というようなことを実施しております。それで、28カ所ほど選びましてそれらを進めておりました。ただ、町長が先ほど発言したように、今回の議員のおただしのところも滝谷川沿いだと思いますが、これについても現地調査等も見てみましたところ、やはり最近の水害関係とか水の出方というのが不定期な部分がかなり多いというようなことで、今回小水力の内容等についてはなかなか適さないということで、先ほど町長がお話ししたとおり非常に困難であるという考え方を持っております。

　　　ただ、柳津町においてもエネルギー関係等については大変、先ほどお話ししたとおり水力発電があったり地熱発電所があったりというようなことでの町としての有望な部分がありますが、小水力については、なかなか町として一歩前に踏み出せないような状況にあります。

　　　以上です。

○議長

　　　８番、伊藤　毅君。

○８番

　　　先ほども申し上げましたが、柳津町には今課長もおっしゃったとおり、太陽光発電、西山には地熱発電、そして飯谷には水力発電と。そしてまた、今、冑中に小力発電所があって、またこれだけの発電所がある中で、もう一つくらい小水力発電所ができれば観光の目玉にもなるのではないかと思って質問したわけです。ですので、今、言われたように少し無理だとなれば、また別なことで考えていきたいと思います。

　　　質問をこれで終わります。

○議長

　　　これをもって、伊藤　毅君の質問を終わります。

　　　次に、荒明正一君の登壇を許します。

　　　７番、荒明正一君。

○７番（登壇）

　　　３点についてお伺いいたします。

　　　１つ、農林業の自立と町の将来について。

　　　厳しい農林業の現状を打開できるかどうかが町の将来を決定づけると考えるが、町の方策を伺います。

　　　２つ目、住環境整備について。

　　　我が町も老朽化した多くの住宅がありますが、これらの住宅の維持管理及び取り壊しには、経済的負担が伴う。近隣においては維持管理に補助金を出す自治体もあるが、当町で将来を考えた場合、ピッチを上げて整備すべきと思うが、町の考えを伺います。

　　　３点目、林道と町道の整備について。

　　　道路整備については、町の計画にしたがって実施しているわけだが、住民からすればまだまだほど遠いと言わざるを得ません。今後、住民に一日も早い満足感を得ていただくための努力をすべきと思うが、町の考えを伺います。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、７番、荒明議員にお答えをいたします。

　　　まず、１点目でありますが、農林業の自立と町の将来についてであります。

　　　農林業につきましては、米価の下落や原発事故による風評被害、ＴＰＰの大筋合意等により大変厳しい状況であることから、平成28年度から始まる第５次柳津町振興計画の後期計画（案）について、売れる農業の推進、経営規模拡大による所得向上の推進、農林業従事者の確保、荒廃農地の解消、林地荒廃の防止、有害鳥獣被害の防止の６つを基本事業として掲げたところであります。これらをもとに柳津町の担い手の確保と育成を行いながら、農地林地の保全を図るとともに持続可能な農林業を確立してまいりたいと、そのような考えを持っているところであります。

　　　２つ目の住環境の整備についてでありますが、個人住宅の維持管理については、これまで住まいづくり支援事業で経費の一部補助を実施してきたところであります。平成28年度についても、省エネに資する改修を含む住宅の改修等に対して補助を行いたい、そのような考えを持っております。また、危険家屋等の取り壊しについては、国の制度を活用し、平成27年度から補助事業の実施をしているところであります。これについても継続して取り組んでまいりたいという考えを持っております。

　　　３番目の林道と町道の整備についてでありますが、柳津町の道路は、国道３路線、主要地方道３路線、一般県道６路線を幹線網として、町道454路線などが交差をして形成されております。その中で、基幹道路や生活道路となっている町道路線につきましては、安全に通行できるような道路整備等に努めているところであります。しかしながら、町のほとんどが起伏の激しい山地地形のために、町道各路線には急勾配、見通しが悪い、幅員が狭いなど、今後改善に向けた整備が必要と思われる箇所が数多くあるわけであります。

　　　このような箇所につきましては、計画的な改良等に努めるとともに、維持管理等につきましても橋梁等の点検、改修、舗装の改修等を計画的に実施してまいりたいと思っております。また、土砂上げや草刈りなど各地区の協力を得ながら、限られた予算の中で生活道路の安全な通行の確保や維持管理になお一層努めてまいりたいと、そのような思いであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　まず冒頭に、この答弁書とは別にお伺いしたいと思いますが、我が柳津町を考えた場合に、自立できるかどうかということに関して申し上げますと、我が町の財産というものは、ほかにない水田と山だと。そういうことからしますと、農林業の自立、発展というものが極めて重要な役割を果たすのだろうというふうに思います。

　　　そうした観点からしますと、現在の状況を考えた場合に、私は４年前に町長に伺った記憶があるわけですが、あの４年前に40％の荒廃地があると。今の荒廃地は10年後には50％になると。荒れることを前提にした見通しのもとに農業政策が行われているやに思わざるを得ないわけでありますが、この見通しについては今も変わりませんか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　今ほどお話のありました荒廃農地が４年前には40％であった、現在はどういった目標、数値で目指すのかということだったのですが、今、手元にちょっと資料がなかったものですから、後で確認してお答えしたいと思います。

○議長

　　　後ほど確認の上、報告いたします。

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　それで、まず水田について伺いますと、聞いてばかりいるのも何だかと思いますので、提案というような形で申し上げてみたいと思うわけでありますが、水田はやはり水田として利用することが一番大事だと思うんです。機械、その他いろいろ考えた場合に、水田は水田として使うのが一番いいと。そういったことから考えますと酒米、この前酒米の講習会があったと聞いておりますが、これは私も出るつもりでいたんですがわけがあって行けなかったんですけれども、その講習会、勉強会に何人くらい集まったんですか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　今、正確な数値は持ってはいないんですが、５名以上10名未満というような参加者でございました。

○議長

　　　５名から10名の間ということでございます。

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　そういっただけで考えなければならないことは、今るる答弁なんかも、これは何回となく聞いているんですよ。国の答弁と同じで、何回も聞いているようなものであるというふうに私は思います。

　　　そこで私が申し上げるのは、町全体にこうしていかなければならないということではなくて、例えばさっき酒米をつくるがなが何人くらいいて、どこにどうするかというようなことを、地域を限定してそこに酒米なら酒米をつくってもらって発展させるというような、きめ細かな考え方を持っていくのが大事ではないかと私は思うんですが、その辺はどうですか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　酒米に対する取り組みにつきましては、平成26年度につきましては１名の農家の方が作付しておりました。平成27年度におきましてはゼロということになりまして、これからの平成28年度につきましては、これからの営農計画によって出てくるというところになりますが、今回の講習会を行いましたのが２月の初旬ということになりますので、種もみの導入の時期等の関係もありますが、そういった水田フル活用のための活用としまして第１回目の勉強会が始まったというところでございます。

○議長

　　　今、荒明議員が質問している中身については、柳津町全体を見通したときに、地域別の農業振興があるのかどうかという質問が出ております。それに対する答弁を。再度、答弁願います。

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　柳津町におきまして、柳津町全体の水田フル活用ビジョンというのがございまして、その中で食用米とかそれにかわる作物について推進していくというような計画がございますが、どこの地域でどのような取り組みをしていくというような内容は、今のところございません。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　ほかの町では、柳津にはどのぐらいあるのかちょっとわかりませんが、飼料米については発展しているんですか、いないんですか。全体に飼料米の作付というものが、どのぐらい行われていますか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　柳津町のほうでは、飼料米に取り組むのが水田活用において有効だというような説明は行っていますが、取り組んでいるところは今のところございません。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　そうしますと、何で進んでいかないのか。その分析はされていますか、どうですか。

　　　何でこういうことかと言いますと、水田は水田として活用するということが大前提だと思うんですよ。私も去年の６月、琵琶とか成沢を歩いてみたんですけれども、荒廃地が非常に多くなっています、４年前からすれば。だから、それを少なくしてなくすためには、やはり水田は水田として利用するということが一番いいのではないか、またそうあるべきであろうと。適時適作という観点からも大事なことだと思いますので、だから伺っているわけです。

　　　あと、飼料米のことで聞いたことがあることは、結局、機械等々がないとだめだと。そういう条件整備がなかなか大変だから進まないんだというようなことも聞いたことがあるわけですが、そのような話は出てこないんでしょうか。何でだめだと。進まないということがあると思うんですが、そういうのはどうですか。

○議長

　　　目黒班長、作付阻害されている要因等の内容について。

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　作付が進まない要因としまして、１つは、町のほうではまだ取り組んではいないんですが、飼料用米を貯蔵するための倉庫が必要だということで情報は聞いております。あと、地区図段階のほうで飼料用米のほうについて取り組んではいかがかというお話をしたときに、まずは主食用米あるいは所得の高い園芸作物のほうに取り組んでいきたいというようなお話を聞いているところでございます。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　そうしますと、正直言って、水田並びに農地の荒廃化防止あるいは解消というような答弁はされているわけでありますが、極めてこれは難しい課題だろうと私は思うんです。その第一の阻害要因となってくることを心配しておりますのは、私も認定農業者になっています。だけれども、それを実行するとなると何が阻害しているのかということを考えた場合に、最もどうしようもない阻害は年齢です。これはどうしようもない。何ぼ町長だって３年たてば３つ年をとるんだから。そういうことがいっぱい、そういう要因があるわけで、そういう中にあって、農地の荒廃化を解消しようというような答弁ではあるわけでありますが、実際一体全体として今後、本当に解消されると思っていますかなんて言うと失礼だけれども、見通しはありますか。

○議長

　　　では、町長。

○町長

　　　それでは、７番、荒明議員にお答えをしたいと思います。

　　　荒明議員もおわかりのとおり、柳津町の農政の取り組みというのは、ある程度先進的にやっていると私は思っております。それは、議員もおわかりのとおり、水田の作付というものがかなり過剰になってきて、生産とそしてまた米の下落、こういったものがあるわけであります。水田は水田の活用と言いますが、柳津町はいち早く乾田化対策としてソバ、そして水田を乾田化してできるものは、そういった転換をして生産性を上げようという取り組みをしてきたわけであります。そしてまた、議員も今おっしゃっているように、水田の集約化、集団化、そういったものを進めながら、認定農家の皆さんに先駆者としてやっていただいている経過が今日の柳津町の農業の形であります。

　　　そういったことから、今、遊休農地があります。ありますが、それぞれの地域がソバやいろんなもので解消しつつあるわけでありますので、その努力は私は認めていくという方向でおります。そして、先ほどの議員のおただしにもありましたとおり、これから農業委員会もそうですが、柳津町として一斉に、遊休農地の解消のために一斉耕期、そういった日を定めながら対策をしていく。そういった方向性もまた生まれてくると私は思っていますので、決して後ろ向きな対策ではなくて、前向きに対策をしていくのが農政であろうと思っております。

　　　大変ＴＰＰの問題、農業政策というのは、目まぐるしく矢継ぎ早に変化する農政でありますので、それらに対応しながら柳津町の地形に合った農業政策をやっていくのが私の使命であると、そのように思っています。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　私も、何もやっていないとかそういう批判的なことを言っているわけではありません。現実の状況を見た場合に、将来が非常に危ぶまれるということだけは間違いないと思う。町長も４年前に10年後は50％に荒廃地はふえるという答弁をされているわけですが、これは確かにある意味においては間違いない状況だと思うんです。誰が行っても認めざるを得ない状況であるとは思いますが、こうした中で荒廃農地を減らすということを考えた場合に、思うように進んでいない。だから、酒米とかそういう、それ以外の水田を活用してやっていくということは、大前提でなければこの政策は最後は頓挫すると、私はそう思うんです。さっき農地の乾田化対策があった、それは私もそのことを主張した記憶があるわけでありますが、そういう中にあっても、やっぱりいろんな状況から考えて農地の荒廃が解消ということは、並大抵のことではないと。でありますから、農業の規模拡大ということから言いましても、私の場合は結局そういう年齢的な制限も加わって、実際はできない。そういう方がいっぱいこれからふえてくるというふうに思うんです。国のほうには中間管理機構をつくったって、そのやつで実際にそんな、あれやったからこうなったなんて大きく取り上げられるほど進んではいないと思うんですよ。どうですか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　荒明議員もおわかりのとおり、今、質問の内容として、柳津町として遊休農地の解消には努力をしているわけであります。既存の基盤整備をしたところに対しては、ソバ、ナタネ等を奨励としてやってきているわけであります。水田を活用してやるというのは、これは理想的であります。ですが、そこには社会の背景があるわけでありますので、これからはそれぞれの作付というのが大変重きを今度置くようになってきます。平成30年からはその制度が変わるわけでありますので、売るところはそれぞれ自分たちで見つけるでしょうけれども、柳津町とすれば無駄な投資をさせたくないと。農家の皆さんがそれぞれ頑張るつもりでまたコンバイン、田植え機械、いろんなものを準備させるよりは、やはり農家の規模に合った法人格の皆さんに頼みながら、自分の農地を守っていくようにしましょうということで、そういった推進をしてきた経緯があると思います。そういったことを踏まえながら、遊休農地を何とか拡大しないように取り組んでいるのが町の姿であると私は認識をしているところであります。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　そうしますと、そのためにはそれをさらに発展して実を結ぶようにするには、やっぱり現にある組織団体、２つ３つありますね。それらも含めて結局、農協も加味した対応もまた必要になってくるのではないのかなと。農協だけではなくて、また地域に合った組織体制を整備して、例えば西山の場合だと西山開発協議会、立派な名前のがあるわけです。それをやるか、やらないかはともかくとして、そういうことも考えられる。あと、町のあり方からしますと振興公社というものがある。振興公社という名前からしますと、そういうのにも費用を出してみてはどうかというようなことも考えられると私は思うんですが、そういう考えはありますか、ないですか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　議員も新聞を見たと思うんですが、今、美里町では、都会の皆さんがワインの工場を設立しようとしているわけであります。農業もそういうタイミングで進んでいるわけでありますが、そこにはそこの産地としてあるものをどう活用していくかという人たちが生まれてくるわけであります。柳津町も確かに、今おっしゃるとおり開発協議会があります。振興公社もあります。そこにはそこの種類の自分たちの事業というものが展開しているわけでありますので、やはり農家の法人化をつくりながら、しっかりとその地域の農地を守りながら、生産を上げて生業としてなりわいを持ちやっていくと、そういう志を持った組織ができないではなかなかできないと私は思っております。そういう中に、今のような農業をやっている認定農家の方が何名か集まって、その組織を動かしながら生産性を上げていこうと。やはりそういう取り組みが本来の姿であろうと私は考えておりますので、ぜひそういった動きを活発化するためにも、荒明議員には認定農家としてもアドバイスをいただければ幸いであると、そのように思っています。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　農林業の自立というようなことで質問項目を上げておりますので、林業についての考えを１つだけ伺いたいと思います。それはどういうことかといいますと、間伐したり除伐したりして補助を出している事業があるわけでありますが、その場合に何反部からだと補助が出るとか出ないとか、そういう違いはあるんですか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　林業につきましては、柳津町では現在、ふくしま森林再生事業と森林景観整備事業の２つの事業を軸に行っておりまして、その事業につきましては、地区からの要望によりまして広範囲な面積ということで整備を行っているところで、ある程度まとまった面積での整備を行っているところでございます。今現在のところ、個人が行います１反当たりの事業に対する補助というのはないところでございます。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　そうしますと、うちのほうなんかを対象に考えてみますと、やっぱり何反から採算ベースに入るのかどうか等についても、関係機関と森林組合とそういうことも含めて検討してそういう小さな面積からも、小さいといっても程度があるわけでありますが、補助対象にするような、県がだめなら町でそれなりの対応をするというようなことが可能かどうか。検討していただけないのかなと思いますが、どうですか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　今のところ、個人というよりも地域とかそういったまとまりでの整備ということを計画しておりますので、地区の中でそういった箇所について伐採したいということがありましたら、地区の要望として全体的に上げてくれば事業計画の中に、優先順位がいつになるかというのはちょっとわからないですが計画の中に上げていけるとは思っております。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　すると、班長、例えば小さな面積でも事業ができるように、それが地域の何かの形で発展させるようなことの可能性というものはあると、また検討していただけるということですか。

○議長

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　個人に対する取り組みではなくて、地区として要望していただきたいと。面としてある程度の面積として要望していただいた場合ということになります。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　２番に移ります。

　　　２番の住環境の整備について伺います。これは先ほど来、何人かの同僚議員が事細かく質問されましたので、それ以上質問する頭は持っていないわけでありますが、せっかくこれを上げたわけですから二、三質問したいと思うわけであります。

　　　私も最近西山、柳津をずっと歩いてみますと、非常に多くやっぱり目につくのが、それは場所によっても違うんです。地域によっても違うのは間違いないわけですが、非常に空き家あるいは今にも壊したほうがいいなというような感じの家屋が多く見られるわけであります。これは、結局はそこにそういうのがあることによって、そこに住んでいる人がいい思いはしないと。誰だってそうだと思いますが。そういうことからしますと、そのための撤去は、速やかに町当局が関与してやっていく必要がある時代になったのではないかというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　これらの空き家関係等については、各個人の所有的な分もありますので、一概に町がそれに乗り出すということはできませんので、今のところ、各行政区の皆さん、各機関から連絡をいただいた中での空き家ということでの把握だけで、それらについて行政が余りそこまで深入りすることはなかなかできないと町としては考えております。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　そうしますと、三島では１件、前提条件としては税金の未納はないということを前提に100万円まで出しているわけですが、その点については値上げできる状態ではないんですか。値上げしたらどうかと思うんですが。三島に申しわけないんですが、三島でそういう状況があるわけですから。それは当然、今の柳津と同じような状態の中の最終的な政策決定の中で100万円に値上げしたというような経過があると私は思うんですが、その点についてはいかがですか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　これらの内容等についてもやはり町のほうとしてもいろいろ考えていかなければならない内容かと思いますが、今のところ金額的の増額については考えておりませんが、今後これら空き家が大変多くなってくる中において、国の制度、県からの指導も踏まえましていろいろ考えていかなければならない案件だとは思っております。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　先ほどの答弁では、人が大事なんだからそんな簡単にやたら入られないんだという話があったんですよ。それはそのとおり。しかしながら、町の整理全体からしますと、ただ入るわけには当然いかないでしょう。だけれども、部落なり関係者と話をする、そういう機会は持ってちゃんと対応すべきだと。そうでないと、隣にいつ倒れるかわからない家屋があった場合に、火事などとはまた違って、非常に危険だし迷惑しているわけです。ですから、そういうものを個人の財産だからしようがない、しようがないということで、果たしていつまでそういうことを通用させ得るのかなと。無条件に関与せいと、それはいかないかもしれませんが、その状況において。ですから、私は、先ほどの農林業の話、それは忘れましたが、結局こういう場合もやっぱりその状況を見て、それなりの対応策を考えていく時代に入ったと。そう考えてそれなりの、結局、一日も早い取り壊し、これは外の環境、家の外、住環境の整備のためにやっぱり本腰を入れるべきだというふうに思いますが、どうですか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　議員さんもわかってのとおり、柳津町が全てこまねいているわけではないんですよ。そういった皆さんに、例えば倒れそうになっているものがあっても、話しても、居住している方がいてもそれは壊さないという人もいらっしゃるんですよ。そういった皆さんと親族の皆さん、これは私たちの物件でもあるというようなことも聞いております。やっぱりそういった人の財産を、やっぱりやるにはやるだけの方法をしてしっかりとした取り組みをしていかないと、単なる廃屋だけでは済まされないということでありますので、恐らく議員もこういうところはこんなふうにしたほうがいいよというようなことでお話ししていると思うんです。そのときに返ってきた答えも恐らく知っていると思うんですね。知りながらやっぱりこういう質問をしなければならないと、これはつらい立場だと思いますが、そのような現状を把握しながら、我々は対処していかなければならないという町としての体制をわかっていただきたい、そのように思っています。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　もう一つ、住環境整備ということからしますと、今は家が建っている外の環境なんですが、今度は中の環境、住んでいる中の、結局、町から金を払って住宅を借りているというような話の中で、最近伺ったところによりますと、その中の環境が非常に悪いというところもあると。そういうところばかりではないですよ。そういう話もあるわけでありますが、これらについては先ほどの答弁の中にはないようでありますので、内部の環境、内の環境に対してもきめ細かな調査をしてそれなりの適切な対応をとっていただきたいもんだなということでありますが、それは私が言っているばかりでなく、そこに住んでいる人たちが町の中でもそういう話を聞いてこうなっているんだぞというようなこともありますので、まず調査をして適切な対応をお願いしたい。

○議長

　　　ただいまの荒明議員に申し上げますが、内部の住環境というのについての具体的な中身はあるんですか。

○７番

　　　この前、私がとりかえたのは、流しの下が腐っていたことと（「台所」の声あり）壁が臭いとか、かぶれているとか、そういういろんなことがあるんですね。

○議長

　　　これは町営住宅ということですか。町営住宅じゃなくて全体的に。

○７番

　　　町営住宅。町営住宅じゃないと、両方のものをここで質問したらうまくないから。町営住宅の場合のそういう全体調査をして、今後計画があるなら計画があるというようなことで調査をお願いします。

○議長

　　　わかりました。天野建設課長。

○建設課長

　　　町営住宅については、檀ノ浦の１号棟につきましては内部の修繕を以前行っております。あの住宅は初旬の県の設計で建てたものでございますけれども、やはり窓を閉め切った状態で石油ストーブ等をたきますと、どうしても湿気がつきます。そういうことで天井や壁が結露したりする状況が今起こっております。これは以前からも起こっていたんですけれども、その都度修繕等を行っている状況でございます。最近、給排水等の配管等も大分古くなっているところもございますので、それに漏水等によって天井、壁等が損傷しているところもございます。それにつきましては、住宅の管理であちこち回っておりましてその都度修繕はしているところでございます。

　　　今後ともそういうところが、大分古くなってきておりますのでそういう状況も考えられますので、今後とも維持管理には努めてまいりたいと思います。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　重ねてお願いしたいのはそういうことです。なかなか住環境というのは、毎日そこに住んでいるわけですから適切に、私も見せてもらったところもあります。トイレの排水がまるっきり、今までああいうのはないらしいんですけれども出ていて、だから、上から来る音がひどいんだって、やっぱり。１階にいる人はてっぺんからのが全部音として聞こえてくるわけですよ、家にいて。だから、そういうことはやっぱり、１回にはできないと思うんですが、ちゃんと調査をして住民とお話をして適切な対応をお願いしたいと思います。再答弁を。

○議長

　　　天野建設課長。

○建設課長

　　　住宅の入居者と話をしながら適時解決してまいりたいと思います。

　　　それと、使い方にも問題がありますところもあるので、油分を多く流して詰まるとか、紙おむつを流して詰まるとか、そういう状況もありましたので、そういうところについては随時お願いしているところもありますけれども、町のほうで十分団地の人とも話し合いをしながら改善していくところは改善してまいりたいと思います。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　３番に移ります。

　　　これも何回となく取り上げさせていただいている案件であります。何でこれほどまで何回も同じことを言われるくらい取り上げるのかといいますと、間違いなく私はその道路を毎日のように通っているんです。道路、早い話、そこを通らない人については、言っては悪いけれども関係ないといえば関係ないんだよね。そういう中にあって、道路整備の前に、ことしの予算の分はまだ設計はなっているわけですか。そういうことを考えますと、やっぱり財政負担をなくすような整備ということも、これからは当然考えていくべき時代に入ったのではないかというふうに私は思うんです。それは何も私がただ単に言っているわけではなく、せんだって小巻のある方と元役場職員の方とお話ししたら、Ｌ型でやるのがいいんだ、ばかの一つ覚えで全部Ｌ型でいいんだということだけで、その状況に応じてそういうふうにするのがいいんだと。排水を心配する方もいるわけでありますが、それは別に勾配がある程度になればそんなの関係ないと。上から自然に流れる状態で作用していくから差し支えないんだというようなこともありまして、それでは私と同じ考えを持っている人も中にはやはりいるんだなというふうに思うわけであります。そういう意味からしまして、Ｕ字溝の排水、今まで全然ないわけではないんですが、状況においてそういうふうに、Ｕ字溝を主とした工事の組み立てというか、設計にも予算にも全て、それなりの予算が多く使われると思うので、そういうことをなくすためにもそういう工法を用いるべきであると私は思うんですが、いかがですか。

○議長

　　　天野建設課長。

○建設課長

　　　今おっしゃっているのは、Ｕ字溝でなくてＬ型側溝のほうがいいという質問でしょうか。だとすれば、町の道路改良工事についても専門業者のほうに委託を出しております。専門業者のほうでは、周りの状況を見て、雨等があった場合の流水の量の算定とか全ての面で専門的に、そこの場所はＵ字溝がいいか、Ｌ型側溝がいいかということで判断して使い分けをしているわけでございます。そういう設計をしておりますので、それに基づいて改良を進めているところでございます。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　結局、何でそういうことを特に言うかといいますと、例えば私たちが毎日通っている道路のことを考えてみますと、あれを例えば改良するようになったとしても、それを改良するころにはおらたちは死んでしまっていないんだ、はっきり言って。それよりは、普通には水は流れていないわけですから、Ｕ字溝に生コンでも入れて水を排水できるだけの溝だけを残してやれば、管理もいい。小巻の人も言っておりましたが、管理が楽なんだと。そうしますと、例えば家のほうだと、側溝詰まったなんていったって、ほとんど役場の人にいってみてもやるわけにいかないし、我々も住民としてそこを使っている以上、それなりの管理はしているんです。そうなった場合に、その管理をするにも楽なんです、Ｌ型のほうが。ですから、そのように早くそういうことで整備をしてもらったほうがいいんじゃないかと。今年の冬は幸い少なくて済んでいるわけですけれども、実際に側溝のＵ字溝の上を除雪したりしているから、危なくていけないんだ、だから、家に来ないんだというような方もいるわけです。まして、高齢者の時代に入って考えても、早くやっていかないと、おらたちみんないなくなってからちゃんと整備になったなんて言われたって、これは話にならないわけですから、その辺はやっぱり柔軟性を持って取り組んでいただきたいと思います。

　　　あと、設計者の方がどこということがあったんですが、そういう方でおらたちのところ、住民の立場に立って必ずしも考えているとは思えないこともあるわけです、実際に。ですから、生活道路ですから安全・安心、安全な、いつ側溝に入るかわからないですから、これからは。だから、そういう意味からしまして、今後少なくとも現状に合った整備方針をやって整備していただきたいと思います。

○議長

　　　天野建設課長、再答弁。

○建設課長

　　　今おっしゃっていますのは、結局、側溝、Ｕ字溝をＬ型側溝にすると維持管理が楽だという話だと思っておりますけれども、それと、通行するに幅員が狭いのでふたのかわりに埋めてくれという話とは話が違うと思いますので、その辺につきましては、本当にそれで大丈夫なのかと。本当に大雨の際に、例えばＵ字溝をくべちゃったせいで路肩が崩れたと。そうした場合、結局埋めたのが原因だということになることも考えられますので、そういう状況については、十分専門的な業者ともよく話し合いを進めて、そういうところができるものかどうかも含めて考えていきたいと思います。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　私が見る大峯林道について考えますと、これは、後期振興計画も何も計画にも上がっていないわけですが、そうしますと、例えばあの道路、完全に改良する計画を上げて終わるまではどのくらいかかると見ていますか。計画が上がっていないんだから、見通しも何もないかもしれませんが参考に伺っておきます。

○議長

　　　参考に。では、天野建設課長。

○建設課長

　　　改良といいましても、改良の仕方によって経費も違います。町道大峯線を言っているのだと思いますけれども、大峯線の改良につきまして、林道については十分対応できているものと思いますけれども、安全的に例えば1.5車線とかを確保する道路にする場合は、結構日数がかかると思います。

　　　今、改良についても時間がかかるというのは、改良の工事費よりも用地買収で、結局もう地権者がいないところがあります。その地権者を探したり、相続関係をやっていくというようなことにかなり時間を要しておりますので、それも含めるとかなり時間がかかるものと思います。

○議長

　　　７番、荒明正一君。

○７番

　　　だから、村の人もそれはいろんな話があります。それは今の道路面積からべらぼうに広げてなんていうことではないです。そんなことは望んだりしてまではいません。何でかといったら、そんなことをやったらおらの人生では終わらないから。実際そうでしょう。今のものでさえちゃんとできるのを、そんな大々的にこうだって要求していないんですよ。今、安全に、高齢者になってそこを安全に通れるように、側溝に入ったなどということがないようにしてもらいたいというのが、あの道路を使用している人たちの声だと私は思っているんです。それを何とかしてやるのが政治だし、今、最も必要が叫ばれる問題でないのかなというふうに思いますので、それについても結局、ピッチを上げていろいろ検討して早急にやってもらいたいということで、時間も余りありませんが。

　　　そうすると、草刈り、草を刈んねどしようがないけど、その刈った草を排除するにもタイヤドーザーでやれば何倍もできるんですよ。だから、災害があったらなじょなるんだという話もあったんですが、それは側溝が今のままだってちゃんとのけていくんです。災害があっているんです。だから、それをＬ型にしたからふえるなんていうことはないんです。まして、ちゃんと俺が生きている限り、できる限りはやりますから、できることは。ですから、今、通っている人、あるいは今、高齢者になっている人、その人たちが安全に安心して側溝に落ちたなんていうことのないようにやっていただきたい。

　　　最後に、建設課長、あの道路だって舗装、補修するはずです。ことしの予算には入っていないけれども。そうなった場合には、そういうためにもやる前に舗装になっていたのむいてなんていうことでなくて、オールカバーにしてやっていえば、それもまた工事費削減になるのではないかなと素人考えでそう思うわけでありますので、それらも含めて早急に検討していただいて対応していただきたいと思います。それについての答弁をもって時間と。

○議長

　　　では、安全･安心の確保を優先に。天野建設課長、再答弁。

○建設課長

　　　今、国のほうでも維持管理に力をかけているところでございます。一応寿命を延ばすというか、橋梁についても早いうちに修繕をすれば長く結局使えるようになるのではないかというような形で、舗装についても傷んだところについては、その状況に応じて改修といいますか、打ちかえの補助がつくことになりました。そういうことで順次計画的に、舗装の悪いところから順に改修を進めていく計画でございます。

　　　大峯林道につきましても、かなり舗装が剝がれて悪いところもございます。そういうところについては、剝がしたほうがいいのか、そのまま上にかぶせたほうがいいのかは、委託する業者等とも検討しながら順次いい方向で進めてまいりたいと思います。

○議長

　　　よろしいですか。

○７番

　　　結局、オールカバーしたほうが、素人的に考えれば金はかからないはずなんだな、当然。むくことないから。それを運ぶこともないから。それでやって、さっき私が申し上げたのは、Ｌ型、そういうふうにしておけば、Ｕ字溝に引っかけてめくれるなんて、そういうこともなくなるから、そういういろんな面からいい方法だなと。平のところはさすけねえところもある、だめなところもちゃんとそういうのはあるんだよな。それまでは私も専門家じゃないしわかりませんが、とにかく一日も早く安心して通れる道路にしてもらうようにお願いしたい。大峯林道やればいいのか、そうではなく、全体を見渡して工費の削減、あるいは管理費の削減、そういうことからよろしくお願いします。

○議長

　　　天野建設課長。

○建設課長

　　　大峯林道も生活道路でございますので、柳津町全体的に生活道路につきましては、優先的に行っていきたいと思っております。

○議長

　　　よろしいですか。

○７番

　　　はい。

○議長

　　　これをもって荒明正一君の質問を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで、暫時休議します。

　　　再開は３時30分にいたします。（午後３時２０分）

○議長

　　　議事を再開いたします。（午後３時３０分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　次に、菊地　正君の登壇を許します。

　　　３番、菊地　正君。

○３番（登壇）

　　　先ほど通告のとおり、２件にわたって伺います。

　　　１、観光客の受け入れ体制の見直しについて。

　　　東日本大震災以来、観光客は激減し、今ようやく戻りつつある。平成22年度と比較すると約20万人減少している。観光客の受け入れ体制の見直しが必要と考えるが、町の考えを伺います。

　　　２、砂子原・小野川原地区の管理について。

　　　この路線は、砂子原地区において維持管理作業を実施している。地区として今後、人的不足もあり、この作業が困難を極めることから町に申し入れをしていることですが、町としてのこの路線の管理について伺います。

　　　以上、２点について質問いたします。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、３番、菊地議員にお答えをいたします。

　　　１点目でありますが、観光客の受け入れ体制の見直しについてであります。

　　　町の観光客入込数は、平成27年は約83万人となりました。徐々に回復をしてきましたが、現状としてはまだまだ風評被害が払拭されず、今後も観光客の誘致に積極的に取り組まなければならない状況であると認識をしているところであります。

　　　このため、来年度のアフターデスティネーションキャンペーンに向けては、県のうつくしま温泉・グルメスタンプラリー、そしてまた、福島県リアル宝探し・コードＦ６、花の王国ふくしまキビタンフラワースタンプラリー2016など、県全体で取り組むイベント誘客事業と町独自の赤べこスタンプラリーや齋藤清スケッチポイントスタンプラリー等の企画による周遊観光を中心とした事業によって滞在時間の延長につなげていきたい、そういう考えを持っているところであります。

　　　また、観光客受け入れ体制を充実させる必要があることから、来年度より観光協会の体制を強化してまいりたいと。そして、観光案内の充実、そして誘客促進のためのＰＲ、もう一つはイベント事業への参画など、行政や各種団体、また商店街等と連携、協力して実施できる体制づくりを行い、魅力ある観光地づくりを目指してまいりたいと考えているところであります。

　　　２番目の砂子原・小野川原線の管理について、この道路についてでありますが、町道砂子原小野川原線は、延長大体1522.7メートルの路線でありますが、本路線沿いには集落はなく、町の水道施設及びおおむね未耕作の田畑が点在している町道であります。地区の皆さんに草刈りや道普請を実施していただいているのが現状のところであります。

　　　かつて集落があったころは、生活路線としての機能がありましたが、現在においては農林業のための作業道となっていることから、災害等が発生すれば対応するなど現況の道路の機能保全を図ってまいりたい、そのような思いでいるわけであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　３番、菊地　正君。

○３番

　　　27年、去年の観光客の入込み数は83万人と、本当に立派な数字でございます。私も本当に、このような皆さんが柳津町に訪れているならば、嘘だとは言うことできませんけれども、立派な数字ですよ、83万というのは。私が見ては、まあ40万、50万くらいは来ているのかなと。常日ごろ、後ろの虚空蔵さんの駐車場を見てみますと、五、六台、多いときは７台くらい見えますけれども。一生懸命イベントなり、これをやる前に、イベントやるなとかそういうわけじゃないんです。イベントがああだ、こうだ、悪いとか言うのではない。この前に、一歩突っ込んだやるべきことがあるのではないかと。

　　　それは、あのお御堂の下の、春は桜、秋はクゾつるが絡まって、あのような体制の観光関係の皆さんが見てみないふりをしているのか。それとも、目撃してもやる気があるのか、ないのか。おととしは、私、９月の半ばころ、見ていられなくて１人でやったんですよ、お昼から。半そで着て、汗だらだらかいて。そして、去年は小池会長に、おい、どこ見てんだ、おめたち、イベントばかりが観光客を呼ぶ話じゃないよと。何だと。いや、あのクゾつる、春は桜、秋はクゾの葉っぱを見るのかと。どことなって、お御堂の下だと。それで去年は、３人か４人の応援をもらって、私も交えてきれいに根刈りしました。

　　　もう一つ言いたいことは、桐ヶ丘の下の桜。やはり根刈りは年に２度くらいはやるべきだと私は常に見ているんです。私もボランティアの１人として頑張って出席しますから。しかし、ことしからはやはり最低２回の根刈りをすると。83万人の観光客来るんだから、いやあ、大したもんだと。それは数字的には大したもんだ。イベントもやる。それは大したもんだ、私から見ても。しかし、一歩突っ込んだ話から言えば、もっともっと足元から。足元からやるべきことがあるのではないかと思います。観光に関係している人、天野さんだけか。目黒清志さんがいればよかったんだけれども。まずこれから細かいこと、足元から、もっと小さなことから。そして、柳津町は日帰りじゃなく１泊していこう、ああ、いいところだと。水もいい、人間もいい、本当にいいところなんだというふうな言葉を残して、１泊して帰るような受け入れ体制にしたいものです。何かそこに対して、ことしからクゾ絡まり、桜の手入れ、植えた人さえやるんですからね……

○議長

　　　菊地議員、質問は何でしょうか。質問をお願いします。

○３番

　　　質問はこれから。

○議長

　　　では、質問をお願いします。

○３番

　　　ですから、70年前、国鉄が開通したときに植えたと我々は聞いていますが、七十五、六年にもなりました。ですから、植えた人さえいるんだから、管理、手入れ、やっていきたいと思います。その桜に対しての根刈りを初め、小さな観光に対しての考えを伺います。

○議長

　　　それでは、観光は足元からという今の質問でありますので、これは。

　　　天野観光商工班長。

○観光商工班長

　　　菊地議員にお答えいたします。

　　　桜の撫育事業というものがありまして、柳津は春の桜で売っているという部分も大きくありますので、そちらの手入れのほうは、事業の中に組み入れて計画的に進めているところでございます。

　　　それで、ご指摘の観光案内所のところの桜についても、地の土の部分が余りないということで、なかなか成長に障害が出ているところでございます。国道沿いから観光中心部の桜の木の手入れとしましては、一昨年にできる部分のてんぐ巣病の手入れを行っております。

○議長

　　　３番、菊地　正君。

○３番

　　　やはり根刈りというものは、てんぐ巣病対策も大変でしょうが、この根刈りというものは、どんな木でさえも大切な１つの仕事になっております。桜の木に限らず、スギでもキリでも。ですから、ことしは私もそれこそ参加しますから、ボランティアの人数を集めて、駅前を初め百本植えた桜までも時間があれば管理するようなことでひとつお願いします。

　　　百本植えた若木の桜に対しては、何年まで、あと何年くらい町管理になっているか、伺います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　一応、管理は、植えてから一回りということで12年を予想しております。ただし、町のほうで管理できる間は随時管理してまいりたいと思います。私も月に１回くらい行って、つるとか何かは切っていますので。昨年はオーナーであります千葉県の人が来まして、20本くらい悪いところを植えかえていただきました。桐ヶ丘についても20本くらい一応植えかえております。常時管理をしていきますので、今後とも手入れを行っていきたいと思います。

○議長

　　　３番、菊地　正君。

○３番

　　　やはりオーナーもそれこそ気をもみながら、見ていられない状態で手入れをしていったかどうか、その内容、心はわかりませんけれども、やはり地元、地域でできることは地域でやりなさいとどなたかよく言葉を聞きますけれども、そのとおりの私は管理が必要だと思います。

　　　それで、観光客が83万人、これは10万人、15万人と呼び寄せるイベントで頑張っているのはわかります。やはり地元の皆さんが、足元からと言うのは、清会館はどこだとか道の駅はどこですかとか、そのときにやっぱり正しく丁寧に。よく皆さん生まれ変わったなと私が思うのは、中央病院、竹田病院。言葉遣いから丁寧になりました。本当にこの５年間は、生まれ変わった病院になりました。あのような3,500人の皆さんが、やはり一人一人が注意しながら、観光客に愛着を持った立派な態度が必要ではないかと思います。それで、町としても観光関係の皆さんにはどういう教育をしているのか、伺います。

○議長

　　　天野観光商工班長。

○観光商工班長

　　　教育という言葉が適切ではないかもしれませんけれども、やはり私たち行政のほうも、現場に携わる人間のおもてなしが一番の観光の魅力ではないかと考えておりますので、旅館関係と飲食店関係と会合において、それぞれ勉強会等を開催したり、どのようなおもてなしがいいかという協議を行ったりして携わっております。

○議長

　　　３番、菊地　正君。

○３番

　　　冬場は別としても、とにかく夏場は旅館、そして飲食店あたりも成り立っていくような、やはり教育といいますか、ひとつそういうような、やはり話し合いを持って、来たお客さんには１泊して喜んでもらって帰ると、そういうようなイメージを残す観光地であってほしいと私は思います。ですから、これから大きな問題として、観光に対して、町長、どのような考えを持っているか。観光、一口でいいですから。一口、お願いします。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　観光地は、みずからの町がみずから誇れる町がすばらしい観光地であるということです。

○議長

　　　３番、菊地　正君。

○３番

　　　みずから。町長、みずからどうのこうのと言っても、それは当然の言葉かもしれませんけれども、やはり一歩進んだ町民の考え、行政、行政と言ってもしようがないです。ですから、もう少し、一歩進まなければだめだ、だめなんだというような考えを持たせるような行政であってほしいと思うの。私ならば、おい、集まって、おい、やんべと。出られる人、出ろ、そういうような簡単な言葉でいいんですよ。これもひとつ、観光関係にしろ桜の木の手入れにしろ、だと思います。この話はなかなか長くなるような問題ですので、私はこれに対してはこのくらいにします。

　　　２番の砂子原・小野川原線の道路の管理について。これは一度一般質問で申し上げたことと思います。あれから数年になったもので、何かいい考えが出たかどうか伺います。

○議長

　　　天野建設課長。

○建設課長

　　　砂子原・小野川原線については、ほかの道路もそうですが、最低限通行に支障が出ない程度の管理を行ってまいりたいとは考えております。

○議長

　　　３番、菊地　正君。

○３番

　　　この道路は、冬は除雪はしない。1,500メーターですけれども。それで、去年、あの上に無線塔があるんです。東北電力で無線塔を地下に埋めるためにローダーをかけて３分の１くらい立派な道路になりました。それで、やはりあの道路は、宮ノ下の病院に近い、いざ消防、そういう関係において距離的に近いんですよ。大谷道路よりも、桧原を回るよりも、夏ならば。冬は除雪しないから言うまでもないけれども。ですから、私はもう少し、簡単なローダーで２回、秋、春歩くとか、それともベタ舗装というか何というか、１５センの簡単な舗装でいいですからお願いしたいんですけれども、このようなことに対して何かよい考えがあったら伺います。

○議長

　　　天野建設課長。

○建設課長

　　　よい考えといいますか、極力通行のしやすいように、傷んだところは砂利を敷いたりなんかして現状の維持管理を行ってまいりたいと思います。

　　　実際は、町道砂子原小野川原線、1,500メーターなんですけれども、これは集落から手前、町の境界までですので、そこから600メーターくらい行ってもとの小野川原集落があります。そういうことで、そこ以降、三島町側のほうは舗装になっていますけれども、三島側のほうも600メーターほど砂利道になっております。それにつきましては、三島町さんのほうに整備をお願いしているような状況でございますけれども、町のほうの町道につきましては、極力通行に支障のない程度の管理は行ってまいりたいと思います。

○議長

　　　３番、菊地　正君。

○３番

　　　二人さんが五、六反の畑を耕しているんです、砂子原の方が。その人たちのいろいろと話も聞きますけれども、やはり道路管理をすれば、ちょうど湯の岳の裏になるんです。南側というか。あの山が生きてくるんですよ。今、どなた方も騒いでいる松くい虫、そしてクリの木、ナラの木、もうばたばた枯れて、何とかならないかと。今、なるにも、これもらったとしても、この道路整備がなければもらってもかえって逆にお金をぶつような状態になると。困ったもんだと。砂子原分が多いですからね。山林も一部あります。あとは、マツ、クリ、ナラですから。何とか砂利を敷かなくてもいいですから、ローダーで秋、春２回くらいならしてもらうような考え、今後の砂子原地区のためにも、あそこを通行する、病院にも行くためにもできないでしょうか、お伺いします。

○議長

　　　天野建設課長。

○建設課長

　　　年に２回やれるかどうかはわかりませんけれども、春先に状況を見ながらバックホーで整地はしております。今後とも通行に支障があればやっていきたいと思います。

　　　小野川、もとの集落には町の簡易水道の水源もありますので、常時うちのほうの職員も通っていますけれども、通れる状況だと思っておりますので、特別悪くなりましたらその都度整備は行っていきたいと思います。

○議長

　　　３番、菊地　正君。

○３番

　　　やはりあの山を生かすには、４トン半の道路もトラックも必要なのですれ違いをする場所も必要ですし、やはりあの現状のままでは私としては、先ほども言ったとおり、ただもらっても金かかるよと言われる答えが来ているんですから、やはりすれ違いの場所とか。三島分はあのように立派な完全道路、完全舗装になっているんですから。あれまでやってくださいとは言いませんけれども、ベタ舗装でいいですから。あの上にモルタルといいますか、一番モルタルは安いそうですから。そのようにできないものかなと常日ごろ、あそこを通るたびに見ています。そのくらいのことまで、先ほどはモルタルくらいと言ったけれどもベタ舗装だけでも、大金かかるけれども、そのくらいまでやってもらいたいと私は考えますけれども、どんなもんでしょうか、ベタ舗装。

○議長

　　　要望ですか。

○３番

　　　要望。

○議長

　　　天野建設課長、要望でございますので。

○建設課長

　　　舗装、確かに舗装すれば通行が楽になると思いますけれども、舗装だけやってしまって、前の話にもありましたけれども、側溝の整備をしないと、結局水が流れてきますとコンクリート舗装ですと水の流れが速くなります。そうすると、どうしても路肩の弱いところが崩れてきます。だから、排水を完全にすれば舗装してもいいんですけれども、今の状況で舗装だけするのは、かえって路肩の決壊とか何かを招くことになると思います。

○議長

　　　３番、菊地　正君。

　　　要望ではなくて一般質問でございますので、質問をいただきたい。

○３番

　　　ですから、それだけの考えがあるならば、私は要望もお願いも同じでしょうが、まず秋ごろまでローダーをかけるなりドーザで結構ですから、お願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長

　　　よろしいですか。

○３番

　　　よろしいです。

○議長

　　　それでは、先ほど７番、荒明議員から現在耕作を放棄している面積について、目黒班長の答弁を許します。

　　　目黒農林振興班長。

○農林振興班長

　　　先ほど７番、荒明議員から質問がありました現在の耕作放棄地の状況だったんですが、平成27年度におきまして、農地面積703ヘクタールに対しまして耕作放棄地の面積が235ヘクタールということで、現在は約35％というような状況になっております。

○議長

　　　荒明議員、よろしいですか。

　　　40％が35％になっているということでございます。よろしいですか。

○７番

　　　少なくなったということ。いいです。

○議長

　　　では、大変申しわけございませんでしたが、これをもって菊地　正君の質問を終わります。

　　　これで一般質問を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　　　　　　　◎散会の議決

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　本日はこれをもって散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本日はこれをもって散会いたします。

　　　長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。（午後３時５８分）